

■ 第4期札幌市市民まちづくり活動 促進基本計画 【概要版】

令和6年(2024年)3月

札幌市



● 市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって（第1章）●

▶ 1 基本計画の目的・内容 ← 市民まちづくり活動促進条例

【目的】 市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与すること（条例第1条）

【根拠】 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画を策定しなければならない（条例第7条）

▶ 2 基本計画の位置付け

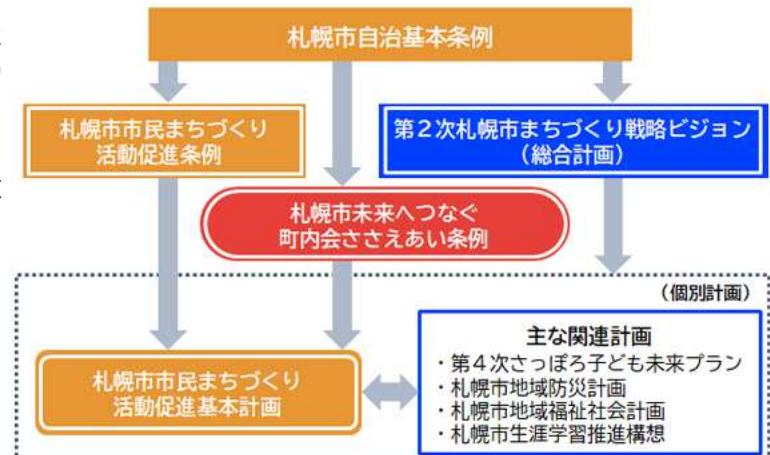
- ・札幌市のまちづくりの最高規範である「札幌市自治基本条例」第23条に基づき制定された、市民まちづくり活動促進条例に基づき促進施策を推進するために策定するもの
- ・第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの個別計画に位置付けられる
- ・対象分野は幅広く、関わりのある各分野の関連計画とも整合性を図っている

▶ 3 計画期間

令和6年度から5年間

▶ 4 基本計画策定の経緯

- ・令和5年5月 市民まちづくり活動促進テーブルに対し、計画の見直しの基本的方向性について諮問
- ・令和5年10月 市民まちづくり活動促進テーブルから、計画の見直しの基本的方向性について答申



● 市民まちづくり活動と第3期基本計画策定以降の社会動向（第2章）●

▶ 1 市民まちづくり活動とは

「市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動」（市民まちづくり活動促進条例第2条）
→「快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公益的な活動」



▶ 2 市民まちづくり活動をめぐる全国の動き

・非営利活動の多様化

公益的活動を行う法人の多様化⇒NPO法人数減少「労働者協同組合法」施行（R4年10月）
新しい資本主義、孤独・孤立対策推進法、官民連携プラットフォーム⇒新たな官民連携の動き

・地球規模のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染拡大、国際情勢不安に伴う物価高騰、気候変動、自然災害頻発⇒リスクに対応する活動の広がり

・寄付・財政的支援をめぐる動き

ふるさと納税の増加、休眠預金の活用、クラウドファンディングなど民間資金活用の広がり

▶ 3 札幌市の現状

・町内会・自治会の現状

少子高齢化により高齢者の見守りや非常時の助け合いなど重要性が高まるが、居住形態や生活様式の変化により、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの課題を抱える町内会の活動を将来にわたって支えるため、「札幌市未来へつなぐ町内会ささえい条例」を施行（R5年4月）

・NPO法人の現状

政令市で3番目に多いが、NPO法人数は減少傾向（H30 956法人→R4 905法人）

・市民や企業の連携

さぽーとほっと基金への寄付累計額は約13億円、企業と市が締結する協定は1,268件、企業のまちづくり活動数は15,000件超

第3期基本計画の総括（第3章）～成果及び第4期に向けて～

▶ 基本目標1 『参加促進』～市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加の促進

- ・1-1 幅広い市民まちづくり活動への参加の促進
- ・1-2 地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援

●成果指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5目標
市民まちづくり活動に参加している人の割合(%)	81.9	89.0	87.2	86.4	86.3	—	95.0
町内会加入率(%)	70.49	70.08	69.87	69.62	69.4	69.2	71.0

※R5は、R5年実績を把握できていないため、「—」としている

＜成果指標の達成状況＞

- ごみの分別など生活に密着した一部の活動を除き、市民まちづくり活動への参加の割合は、コロナの影響により、目標値を下回り緩やかに低下
- 地域コミュニティ活動を担う団体として町内会の重要性は認識されているものの、加入率は目標値を下回り緩やかに低下

＜状況分析＞

- コロナによる活動の縮小・停滞
- 「きっかけがない」→活動について知る機会・体験
- 「時間がない」→時間がなくても参加しやすい多様な参加手法
- 「人間関係が煩わしい」→寄付など個人ができるまちづくり活動の手法の啓発
- 参加層の偏り（高齢者が多い）→多様な担い手育成

＜第4期に向けて必要となる取組＞

- デジタル活用など効果的な情報発信によるまちづくり活動に参加する意義の普及・啓発
- 様々な形での活動への参加機会の創出
- 地域コミュニティの活性化に向けた支援策の拡充、新たな指標設定
- 活動の担い手の多様性を広げる取組

▶ 基本目標2 『運営体制強化』～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

- ・2-1 市民まちづくり活動団体に対する拠点施設での支援
- ・2-2 市民まちづくり活動団体の組織力強化に資する人材の育成
- ・2-3 市民まちづくり活動団体の活動資金の調達のための支援
- ・2-4 市民まちづくり活動団体の活動の場の確保に向けた支援

●成果指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5目標
まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数	2,755	2,713	2,511	2,235	1,859	1,866	3,000
①市民活動サポートセンター登録団体数	1,825	1,930	1,707	1,348	1,143	1,153	
②さぽーとほっと基金登録団体数	587	327	325	341	291	306	
③NPO法人数(札幌市所轄)	956	945	928	918	905	901	

※重複があるため、成果指標の登録団体数と内訳の団体数の合計が一致しない
※R5は、令和5年9月30日時点の実績

＜成果指標の達成状況＞

- コロナ禍による活動の休止、担い手の高齢化による団体の解散などにより、まちづくり活動情報サポートサイトの登録団体数は目標値を下回り、市民活動サポートセンター登録数、札幌市所轄のNPO法人数、さぽーとほっと基金登録団体数は、いずれも緩やかに減少

＜状況分析＞

- 市民活動サポートセンターは拠点として一定の役割を果たすが、コロナによる休館の影響あり→機能強化・利用促進
- 活動団体は50代以上が中心→人材育成・人材確保が課題
- 資金確保を課題とした助成金活用→助成金情報のニーズ高い
- 公共施設が活動場所→場の情報のニーズ高い

＜第4期に向けて必要となる取組＞

- 団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化に向け、拠点施設の更なる機能強化・既存施設の有効活用
- 団体のニーズ・困りごとに応じて条例に規定する4つの支援（情報、人材育成、財政、活動の場）を適切に実施
- 寄付文化の更なる醸成と財政的支援の充実

▶ 基本目標3 『連携促進』～市民まちづくり活動団体間の連携の促進

- ・3-1 多様な市民まちづくり活動団体間の連携に向けた支援
- ・3-2 企業の社会貢献活動の促進

●成果指標	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5目標
連携している市民まちづくり活動団体の割合(%)	48.7			54.8			70.0
企業のまちづくり活動への参加数	13,989	15,413	14,306	14,611	15,636	—	20,700

※R5は、R5年実績を把握できていないため、「—」としている

＜状況分析＞

- NPO間の連携は半数程度行われているが、町内会や商店街など地域との連携は少ない→企業、行政、多様な連携への期待
- まちづくり活動に積極的な企業の増加→社会貢献による企業価値向上

＜第4期に向けて必要となる取組＞

- 団体間のネットワーク化を図るための機会の創出
- SDGsの広がりを踏まえた企業における地域貢献活動の促進
- NPOやNPOを支援する団体（中間支援組織）と行政の連携

＜成果指標の達成状況＞

- NPO、福祉のまち推進センター、学校、商店街など様々な連携を促進する事業を実施してきたが、コロナの影響により連携している市民まちづくり活動団体の割合は目標値を下回っている
- 企業との各種協定や、まちづくりスマイル企業認定は堅調に増加しているが、コロナ禍によるまちづくり活動の休止・縮小等により、企業のまちづくり活動への参加数は目標を下回っている

第4期基本計画の概要（第4章）

▶ 1 基本計画の策定・実施にあたって留意すべき事項

- (1) 計画策定を契機とした市民まちづくり活動への理解促進
- (2) 市民自治が息づき、市民がまちづくりの主役になれるような意識の醸成
- (3) 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性
第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン
『まちづくりの重要概念』
「ユニバーサル（共生）」、「ウェルネス（健康）」、「スマート（快適・先端）」
『地域分野の目標』
「互いに認め合い、支え合うまち」
「誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」
- (4) 市民まちづくり活動の支援や連携を通じたSDGsの推進
特につながりが強い目標→17「パートナーシップで目標を達成しよう」



▶ 2 第4期基本計画の方向性

第3章で総括した基本目標1～3の達成状況を踏まえ、解決に向けて必要となる取組を、支援の対象となる活動主体に着目して整理・分類

- ①誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり
(主な対象：個人)
 - ・より多くの市民のまちづくり活動への参加を促進していくために、普及啓発、参加機会の拡充が必要
 - ・「ユニバーサル（共生）」の観点からも、「誰もが」まちづくり活動に参加しやすい環境づくりを進める
- ②自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動の推進
(主な対象：地縁による団体)
 - ・「札幌市未来へつなぐ町内会ささえ条例」に基づき、地域コミュニティの中核である町内会の活性化に向けた支援が必要
 - ・複雑・多様化する地域課題の解決に地域コミュニティの共助を推進
- ③市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援
(主な対象：任意団体やNPO法人など)
 - ・活動団体に対する各種支援を行う拠点施設（市民活動サポートセンター）の更なる機能強化が重要
 - ・既存の各種施設の有効活用や時代の変化に応じた団体運営を行うことができる人材育成も課題
- ④寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援
(市民、企業、市民まちづくり活動団体)
 - ・寄付文化の更なる浸透には寄付の使い道や助成事業の成果の分かりやすい発信が重要
 - ・助成を通じて団体の自主性、財政的自立性、成長を促すという視点が必要
- ⑤市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出
(市民、企業、市民まちづくり活動団体)
 - ・市民まちづくり活動団体間だけでなく、行政や企業が、町内会など地縁による団体やNPOなど市民まちづくり活動団体と協働して多様化する課題を解決
 - ・地域貢献に取り組む企業の付加価値向上支援

▶ 3 第4期基本計画の構成

【目的】豊かで活力ある地域社会の発展のために

基本目標	基本施策
1 様々な参加機会の創出 誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none">(1)社会全体でささえあいができる機運醸成(2)生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供(3)若者・子どものまちづくり活動の促進
2 地域コミュニティの活性化 自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none">(1)町内会活性化に向けた支援(2)地域コミュニティの課題解決に向けた支援(3)地域コミュニティ施設の維持と利便性の向上
3 運営体制強化 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none">(1)総合的な活動支援を行う拠点施設の機能強化(2)活動の場の支援(3)組織力強化に資する人材の育成(4)情報共有・情報発信の強化
4 寄付文化の浸透 寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">(1)寄付文化を醸成・浸透させる取組の強化(2)自主性・自立を促す効果的な助成の実施(3)各種助成金制度の活用に向けた支援
5 多様な連携・協働 市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出	<ul style="list-style-type: none">(1)市民まちづくり活動団体の多様な連携に向けた支援(2)官民連携・協働の促進(3)企業の地域貢献活動の促進

第4期基本計画の基本目標と基本施策（第5章）

基本目標 1 『様々な参加機会の創出』 誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり

1-1 社会全体でささえあいができる機運醸成

- ・HP、SNSなどを活用した市民まちづくり活動の情報発信 など

1-2 生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供

- ・市民まちづくり活動の体験講座、生涯学習の学びから参加へつなげる仕組み など

1-3 若者・子どものまちづくり活動の促進

- ・次世代の活動の担い手育成、インターンシップ制度の充実、学生団体への助成 など

【成果指標】

- ①市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合 86.3% (R4年度) → 90.0% (R10年度)

基本目標 2 『地域コミュニティの活性化』 自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動の推進

2-1 町内会活性化に向けた支援

- ・加入促進啓発や不動産関連団体等との連携、町内会活動への支援 など

2-2 地域コミュニティの課題解決に向けた支援

- ・「地域まちづくりリビジョン」策定のためのワークショップ開催支援 など

2-3 地域コミュニティ施設の維持と利便性の向上

- ・コミュニティ施設へのWi-Fi機器導入、町内会等の活動の場を維持・充実するための補助 など

【成果指標】

- ①現在住んでいる地域に、これからも住み続けたいと思う人の割合 76.2% (R4年度) → 80.0% (R10年度)

- ②町内会加入世帯数 685,497世帯 (R4年度) → 723,778世帯 (R10年度)

基本目標 3 『運営体制強化』 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

3-1 総合的な活動支援を行う拠点施設の機能強化

- ・市民活動サポートセンターの相談をはじめとする各種機能の強化 など

3-2 活動の場の支援

- ・身近な遊休スペース等を活用して行う活動に対する支援や整備・改修費の補助 など

3-3 組織力強化に資する人材の育成

- ・活動団体の組織運営強化や、地域課題の解決を担う人材を育成する各種講座の実施 など

3-4 情報共有・情報発信の強化

- ・さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト（まちさぽ）の活用 など

【成果指標】

- ①市民活動サポートセンター登録団体数 1,143団体 (R4年度) → 1,400団体 (R10年度)

基本目標 4 『寄付文化の浸透』 寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援

4-1 寄付文化を醸成・浸透させる取組の強化

- ・寄付者への社会的評価や寄付を活用した活動に関する理解促進のためのPR など

4-2 自主性・自立を促す効果的な助成の実施

- ・さぽーとほっと基金によるまちづくり活動への助成

4-3 各種助成金制度の活用に向けた支援

- ・各種助成金情報の収集・提供、側面的支援 など

【成果指標】

- ①さぽーとほっと基金への年間寄付件数 1,561件 (R4年度) → 2,000件 (R10年度)

- ②さぽーとほっと基金への累計寄付金額 約13億円 (R4年度) → 約17.2億円 (R10年度)

基本目標 5 『多様な連携・協働』 市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出

5-1 市民まちづくり活動団体の多様な連携に向けた支援

- ・地域課題解決のためのネットワーク構築（NPOと地域のマッチング支援） など

5-2 官民連携・協働の促進

- ・民間の発想を行政運営に反映させるための市長との意見交換 など

5-3 企業の地域貢献活動の促進

- ・地域のまちづくり活動に積極的に取り組む企業の認定制度の実施 など

【成果指標】

- ①連携している市民まちづくり活動団体の割合 54.8% (R4年度) → 70% (R10年度)

- ②市と協定を締結している企業数（延べ） 1,268社 (R4年度) → 1,400社 (R10年度)

- ③スマイル企業認定数 63社 (R4年度) → 90社 (R10年度)

SAPPORO

第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画【概要版】

令和6年(2024年)3月発行

札幌市市民文化局市民自治推進室

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL : 011-211-2964 FAX : 011-218-5156

Eメール : shimin-support@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-D02-23-2761
R5-2-1654

■ 第4期札幌市市民まちづくり活動 促進基本計画

令和6年(2024年)3月
札幌市



はじめに

札幌市では、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会を実現するため、市民まちづくり活動促進条例を制定し、条例に基づく基本計画を5年毎に改定しながら、市民が主役のまちづくりを進めてまいりました。また、令和5年4月から「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」のもと、地域コミュニティの中核である町内会の活動を将来にわたって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、支援の充実を図っております。

現行の第3期計画期間である令和元年からの5年間を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民まちづくり活動の停滞を招き、活動の担い手不足や担い手の高齢化、脆弱な財政基盤など、従前からの課題を顕在化させることとなりました。一方、ふるさと納税の広がりにより、さぽーとほっと基金への寄付件数は拡大しており、企業においても地域貢献活動やまちづくり活動に関する本市との連携協定も堅調に増加しております。

こうした状況を踏まえ、第4期基本計画では、様々な参加機会を創出し、地域コミュニティを活性化するとともに、まちづくり活動の拠点施設の更なる機能強化や活動団体の自立を促す効果的な助成制度の見直しを進めてまいります。また、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来により、行政単独では解決できない複雑・高度化した地域課題の増加が想定されることから、市民・企業・団体などと多様な連携・協働を促進し、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

本計画を着実に推進し、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンに掲げる「互いに認め合い、支え合うまち」「誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」を皆様と共に実現したいと考えております。

最後に、本計画策定に当たり、ご審議をいただいた附属機関委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップなど様々な形でご意見をお寄せいただいた市民の皆様、関係団体の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年(2024年)3月

札幌市長 秋元克広



目次

第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって	1
第1 基本計画の目的・内容等	1
第2 基本計画の位置付け	1
第3 計画期間	2
第4 基本計画策定の経緯	2
1 基本計画が策定されるまで	2
2 第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定過程	2
第2章 市民まちづくり活動と第3期基本計画策定以降の社会動向	4
第1 市民まちづくり活動とは	4
第2 市民まちづくり活動をめぐる全国の動き	5
1 非営利活動の多様化	5
2 地球規模のリスクへの対応	5
3 寄付・財政的支援をめぐる動き	6
第3 札幌市の現状	7
1 町内会・自治会の現状	7
2 NPO法人の現状	8
3 市民や企業の連携	9
第3章 第3期基本計画の総括	10
1 基本目標1 『参加促進』	11
2 基本目標2 『運営体制強化』	17
3 基本目標3 『連携促進』	22
第4章 第4期基本計画の概要	25
第1 基本計画の策定・実施にあたって留意すべき事項	25
1 基本計画策定を契機とした市民まちづくり活動への理解促進	25
2 市民自治が息づき、市民がまちづくりの主役になれるような意識の醸成	25
3 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性	26
4 市民まちづくり活動の支援や連携を通じたSDGsの推進	26
第2 第4期基本計画の方向性	27
1 誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり	27
2 自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動の推進	27
3 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援	27
4 寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援	28
5 市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出	28
第3 第4期基本計画の構成	30
1 第4期基本計画の体系	30
2 成果指標と参考指標	30

第5章 第4期基本計画の基本目標と基本施策	31
1 基本目標1 様々な参加機会の創出	31
2 基本目標2 地域コミュニティの活性化	33
3 基本目標3 運営体制強化	35
4 基本目標4 寄付文化の浸透	37
5 基本目標5 多様な連携・協働	39
第6章 計画の推進にあたって	41
第1 進捗管理	41
1 成果指標と事業実施状況の確認	41
2 市民まちづくり活動促進テーブルの活用	41
3 計画の見直し	41
第2 推進体制	41
1 庁内連携による事業推進	41
2 関係機関との連携	42
【附属資料】	
成果指標一覧表	44
関連事業一覧表	46
第4期基本計画の検討過程	58
第1 市民まちづくり活動促進テーブルにおける審議	58
第2 各種調査等の実施	59
第3 各種調査等の活用	60
第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）に対する意見募集の結果について	61

第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって

第1 基本計画の目的・内容等

札幌市は、「市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与すること」を目的に、「札幌市市民まちづくり活動促進条例」(以下「促進条例」といいます。)を施行しています。

「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」(以下「基本計画」といいます。)は、この目的の実現に向け、促進条例第7条に基づき、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、その内容については、同条第2項において、市民まちづくり活動に関する目標、市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項等としています。

【札幌市市民まちづくり活動促進条例】(平成19年12月13日制定。平成20年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、市民(札幌市自治基本条例(平成18年条例第41号)第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。)、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(市民まちづくり活動促進基本計画)

第7条 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画を策定しなければならない。

2 市民まちづくり活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市民まちづくり活動に関する目標

(2) 市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項 ※第3項～第5項省略

第2 基本計画の位置付け

この基本計画は、札幌市のまちづくりの最高規範である札幌市自治基本条例第23条に基づき制定された促進条例を推進するものとして策定するものです。

また、札幌市自治基本条例第17条に定める札幌市のまちづくりの計画体系では、幅広い分野にわたる総合計画として最上位に位置付けられる「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」¹の個別計画に位置付けられます。

札幌市の市民まちづくり活動の促進を総合的に推進する計画であることから、対象分野は幅広く、関わりのある各分野の関連計画とも整合性を図っています。

【札幌市自治基本条例】(平成18年10月3日制定。平成19年4月1日施行)

(総合計画等)

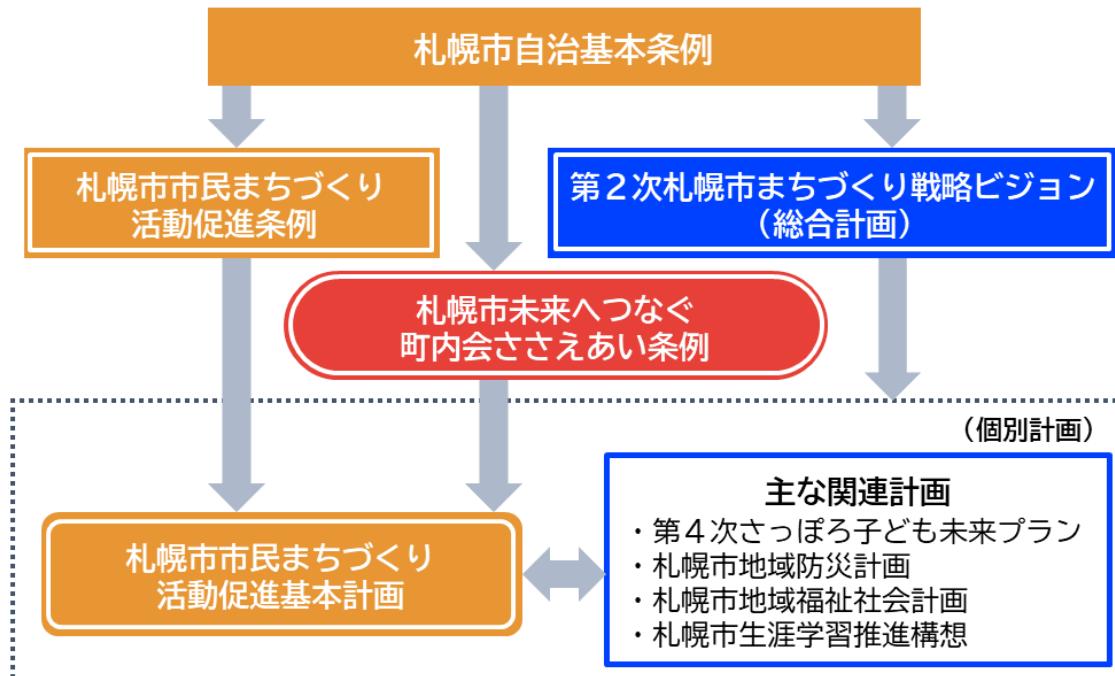
第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。※第2項～4項省略

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。※第2項省略

¹ <ビジョン編>を令和4年(2022年)10月策定。<ビジョン編>において、「ユニバーサル(共生)」、「ウェルネス(健康)」、「スマート(快適・先端)」をまちづくりの重要概念とし、地域分野の基本目標として「互いに認め合い、支え合うまち」「誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」を掲げています

【札幌市市民まちづくり活動促進基本計画と条例、他の計画等との関係】



第3 計画期間

本基本計画の計画期間は、令和6年度から5年間とします。

第4 基本計画策定の経緯

1 基本計画が策定されるまで

札幌市では平成10年に札幌市基本構想を制定し、市民の公益的な活動を促進する必要性を掲げました。平成13年には市民委員による議論なども経て「市民活動の促進に関する指針」を定め、以後、この考え方方に沿って市民活動に関する施策を進めてきました。具体的には、平成15年に利便性の良い札幌駅北口に、相談や活動の場の提供など、市民まちづくり活動の総合的な支援拠点施設として市民活動サポートセンターを開設しています。

このように市民まちづくり活動への支援基盤が整備される中で、平成18年に札幌市自治基本条例が制定されました（平成19年施行）。自治基本条例は、市民のまちづくりに参加する権利を定めるとともに、第23条において、『市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備する』と規定しています。

これに基づき、平成19年に促進条例を制定（平成20年施行）、平成21年に基本計画を策定し、現在の市民まちづくり活動促進施策の基本的な方向性を定めました。

2 第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定過程

第3期基本計画は5年経過後の見直しを想定し、各種の成果指標は令和5年度を目標に設定しています。そこで、札幌市では令和6年度以降も引き続き市民まちづくり活動の促進に係る施策を総合的、

計画的に実施するために、令和6年度からの5年間を対象期間とする第4期の基本計画（以下「第4期基本計画」といいます。）を策定することとし、令和5年5月31日に札幌市市民まちづくり活動促進テーブルに、その基本的方向性について諮詢し、同年10月19日に答申を受けました。

また、第4期基本計画の検討にあたっては、市民まちづくり活動団体・市民に対するアンケートやワークショップを実施し、市民の意見を反映するよう留意しました。

第2章 市民まちづくり活動と第3期基本計画策定以降の社会動向

第1 市民まちづくり活動とは

「札幌市市民まちづくり活動促進条例」では、「市民まちづくり活動」を『市民²が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)等又は個人により自発的に行う公益的な活動』と定義しています。

札幌市内には、地域のまちづくりの中核を担ってきた単位町内会が約2,200、連合町内会が90³あるほか、札幌市内の認証NPO法人は約900、任意団体を含めたさぽーとほっと基金登録団体及び市民活動サポートセンター登録団体を統合すると約1,900にのぼり、これらの団体が、保健・医療・福祉の推進、まちづくりの推進、文化・スポーツ・観光・経済等の振興、子どもの健全育成など、様々な分野のまちづくり活動が展開されており、また、企業による社会貢献活動も広がりを見せているところです。

また、個人や家庭でも、前述の団体等が行うまちづくり活動への参加をはじめ、環境負荷や将来のまち、次世代への配慮など公益的観点から自発的に行われているごみの分別・減量化や脱炭素等の取組、さらには、市民まちづくり活動を資金面から支える寄付行為等も広がりを見せています。



このように、「市民まちづくり活動」の主体は、団体、企業から個人まで広範にわたり、これらの主体が営む『快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動』は、全て「市民まちづくり活動」と言うことができます。

² ここでいう「市民」とは、市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人及び市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体を指す

³ 連合町内会数は、各地区連合町内会連絡協議会等を構成する連合町内会（中間連町）を加えると110

第2 市民まちづくり活動をめぐる全国の動き

1 非営利活動の多様化

平成10年12月1日の「特定非営利活動促進法」(以下「NPO法」という。)の施行から25年、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)の数は平成29年度の51,866法人をピークに減少に転じ、令和5年度の法人数は5万を割り込む可能性もあります。

株式会社東京商工リサーチによる「2020年『NPO法人』新設法人調査」(出典:株式会社東京商工リサーチウェブサイト <https://www.tsr-net.co.jp>)によると、新設NPO法人数は設立数がピークだった平成24年(2012年)の3,860法人から、8年連続で減少し、令和2年度(2020年)は1,342法人とピーク時の3分の1、前年比15%減とコロナ禍による影響がうかがわれる結果となっています。

NPO法人の減少の要因としては、役員の高齢化や世代交代が進んでいないことがあげられます。加えて、平成18年の公益法人制度改革により公益的な活動に取り組むための法人格の選択肢が増え、一般社団法人や一般財団法人のほか、労働者協同組合法(令和4年10月1日施行)によって新たに非営利の法人格と位置付けられた「労働者協同組合⁴」など、ますますその選択肢は広がっています。

また、内閣府には「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」を目的に、「新しい資本主義実現本部」が令和3年度に設置され、社会的課題を解決する経済社会システムの構築に向け、インパクトスタートアップ⁵に対する総合的支援や社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援、孤独・孤立対策推進法(令和6年4月1日施行)に基づく官民の支援体制強化などを進めていくとしています。「経済財政運営と改革の基本方針2023(骨太方針)」においても、寄付やベンチャー・ファンドソロフィー⁶を促進するなど公的役割を担う民間主体への支援強化、公益社団・財団法人制度の改革(2024年法改正予定)、伴走支援の充実等の「民間公益活動を促進するための休眠預金等に関する資金の活用に関する法律」の見直し、NPO法に基づく各種事務のオンライン化促進などの環境整備、地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用など官民による協働の促進といった取組が掲げられています。

このように、非営利活動の形態が多様化し、今後は連携・協働の形も変化が求められ、一つの目的のもと、プロジェクトに多様な主体が参画する、コレクティブ・インパクト⁷といった活動も増えていくものと推察されます。

2 地球規模のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症は、中国で発見されてから瞬く間に全世界に広がりました。令和2年(2020年)のはじめに国内で初めて感染者が確認されて以降、我が国全体に感染が拡大し、全国的に緊急事態宣言が決定されるなど度重なる行動制限を受け、感染リスクを抑えるために非接触・非対面で

⁴ 組合員が出資をし、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織

⁵ 「社会課題の解決」と「持続可能な社会」の実現を目指して設立された起業や新規事業の立ち上げのこと

⁶ 成長性の高い非営利組織や社会的企業に対し中長期に亘り資金提供と経営支援を行うことで事業の成長を促し、社会課題解決を加速させるモデル

⁷ 企業・行政・NPO・自治体などから集まったメンバーが、社会課題の解決のために知識や技術を持ち寄り、連携協力することで集合的(collective)なインパクトを最大化すること、あるいはその枠組を実現するためのアプローチのこと

の行動様式が求められ、市民まちづくり活動も、行動(外出)の抑制や施設の利用制限等によって、対面による相談や見守り、交流の場を設けることを通じた支援活動が自粛を余儀なくされました。

一方、コロナ禍の中、急速なデジタル化が進み、SNSを活用した情報発信等により全国的・全世界的な動きとつながりやすくなり、また、これまで時間や場所の制約によって活動に参加しにくかった人にとって、参加しやすい環境となることも期待されています。

さらに、令和4年に入ってからは、ロシアによるウクライナ侵攻の影響によって国際情勢が不安定となり、それに伴う原油価格や物価高騰によって、市民の生活や経済活動にも重大な影響が及び、困窮する市民等を支援する活動へも期待が高まっています。

近年、地球規模の気候変動(地球温暖化)に起因するとも言われる豪雨などの自然災害等が頻発し、災害ボランティア活動や平時からの備えの重要性が再認識されるとともに、脱炭素などSDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた取組が広がっています。

3 寄付・財政的支援をめぐる動き

(1) ふるさと納税

令和5年8月1日付ふるさと納税に関する現況調査結果(総務省自治税務局市町村課)によれば、令和4年度のふるさと納税受入れ実績は、全国で約9,654億円(前年比1.2倍)、約5,184万件(同1.2倍)と過去最高を更新し、5年前(平成30年度)と比べて金額は約1.9倍、件数は約2.2倍に飛躍的に増加しています。また、まちづくり・市民活動を使途として選択できる自治体数も866団体に及んでいます。

(2) 休眠預金の活用

平成29年4月に「休眠預金等活用法」が施行され、10年以上取引のない預金等を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度が始まりました。特に解決すべき必要性が高い社会課題として「子ども・若者」、「生活困難者」、「地域活性化等」の3分野を重点的に支援し、助成規模は4年間で139億円に達しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け新たな支援枠(コロナ枠)が設けられ、さらに令和4年度にはウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰の影響への対応も加えた支援枠の拡充が行われ、累計で130億円、通常枠と合計すると269億円の支援が行われています。

制度開始から5年毎の見直しが規定されており、令和5年6月30日に公布された改正法では、法第1条(法の目的)にソーシャルセクター⁸の担い手の育成を明記し、資金面に加え、人材や情報面の伴走支援など非資金的支援による団体の能力強化が加わりました。

(3) クラウドファンディングなど民間資金の活用

近年、プロジェクトを実現するため、インターネットを通じて比較的小額な資金を不特定多数の

⁸ 社会課題解決を目的とした組織・団体の総称

人から幅広く集めるクラウドファンディングの手法が浸透し、企業等がプロジェクトの製品などをリターンとして渡することで支援金を募る購入型クラウドファンディングに加え、NPO・非営利団体の資金調達としての寄付型クラウドファンディングも活発に行われるようになりました。クラウドファンディングは、資金調達の側面に加え、広報ツールとしての側面も持っています。インターネットを通じて、団体のこれまでの活動やミッションやビジョンなどを伝えることができ、より多くの方に団体を知つてもらい事業を拡充するきっかけとなります。

また、ふるさと納税事業者と連携し、自治体の地域課題解決に資金を集めるガバメントクラウドファンディングも337団体(18.9%)の自治体で行われており(令和5年8月1日付総務省自治税務局市町村課)、佐賀県や静岡市、千葉市などがこの仕組みを個別のNPO法人等の活動の支援に活用しています。

自治体だけではなく、企業とNPO法人をつなぎ支援する仕組みとして、「NPO法人・企業向け寄附募集・支援管理者システム」を運営し、システムを通じて企業からのクラウドファンディングによる寄付を募る企業も現れ、企業等出資者に対し、NPO法人の信頼度等を評価・認証するグッドガバナンス認証マーク(公益財団法人日本非営利組織評価センター)を活用する例もあります。

その他、SIB(ソーシャルインパクトボンド)⁹やPFS(成果運動型委託)¹⁰など、課題解決に民間資金や民間のノウハウを活用する様々な手法が広がっています。

第3 札幌市の現状

第3期基本計画策定以降、札幌市では令和4年10月に「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)」を策定し、社会の変化に対応する総合的な施策展開を図っているところです。戦略ビジョンは、向こう10年間を見据えた札幌市の最上位の総合計画として位置づけられており、社会経済情勢の変化を見込んだ上で、その対応方針を示す内容となっています。

これから少子高齢化と人口減少社会の到来を見据えるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の行動変容やデジタル化の進展など、今後、世界の社会経済情勢も大きく変わっていくことが見込まれており、こうした状況を的確に捉え、様々な環境の変化を見通しながら対応していくことが求められています。

札幌市は、魅力的なこのまちを次の世代に引き継いでいくため、SDGsの視点を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があり、市民、企業、行政などの多様な主体が札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくこととしています。

1 町内会・自治会の現状

少子化、超高齢社会など、これまで経験したことのない時代の転換点を迎え、子育てや高齢者の見守り、非常時の助け合いといった様々な場面において、地域の絆の重要性が増しています。しかし、

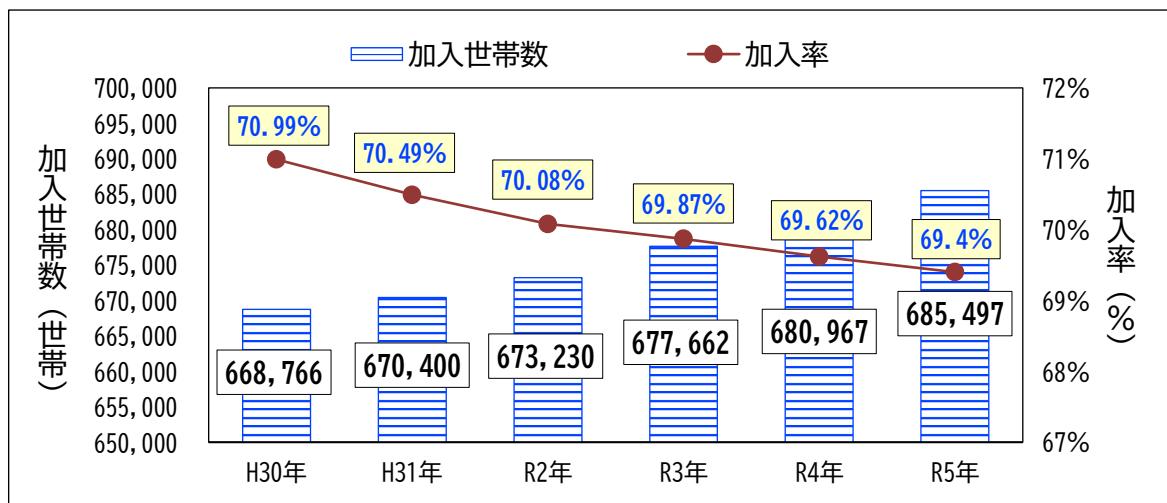
⁹ 民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果(社会的コストの効率化部分)を支払の原資とすることを目指すもの

¹⁰ 国又は地方公共団体が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するもの

近年、居住形態や生活様式の変化などにより、多くの町内会では加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの問題に悩まれています（【図1】参照）。

今後も安全で安心な暮らしやすいさっぽろのまちを実現していくためには、地域コミュニティ¹¹の中核として、私たちの暮らしを支える様々な活動を行っている町内会・自治会等がますます重要であり、町内会の意義や重要性を、町内会、地域住民、事業者、札幌市が共に認識して共有するとともに、町内会の活動を将来にわたって皆で一体となって支えていくことで、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため「札幌市未来へつなぐ町内会ささえ条例」を令和5年4月1日に施行し、町内会等の支援に取り組んでいます。

【図1】 町内会加入世帯数及び加入率の推移



<資料>札幌市市民自治推進室調べ(各年1月1日時点)

2 NPO法人の現状

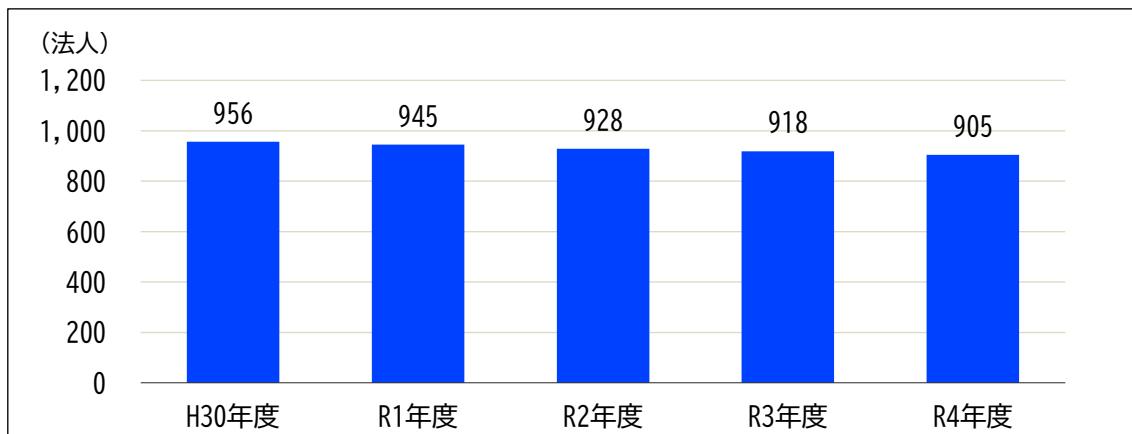
札幌市内のNPO法人数は約900法人で、過去に最多の法人数だった平成30年の956法人と比べて、約50法人減少していますが（【図2】参照）、札幌市の法人数は横浜市、大阪市に次いで政令指定都市で3番目、人口1万人当たりの法人数としても、政令指定都市の中で5番目と高い水準にあります。寄付者が税の優遇措置を受けられる認定・特例認定法人数も、政令指定都市中6番目の18法人あります。

NPO法人数減少の要因には、コロナ禍を背景とした新設法人の減少や代表者の高齢化や活動の担い手の減少等による法人解散数の増加のほか、NPO法人の設立よりも設立手続きが容易であるなどの理由から、一般社団法人として活動をする団体が多くなってきているという理由もあるため、NPO法人数の減少により、直ちに市民まちづくり活動団体の広がりが無くなったものではないと考えられます。

活動分野としては、令和4年度末時点で、保健、医療又は福祉の増進（579法人）、社会教育の推進（421法人）、まちづくりの推進（406法人）が多くなっており、増加数が多いのは、子どもの健全育成分野の活動です（2013年285法人→2022年379法人）。

¹¹ 本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいいます

【図2】 NPO法人数の推移



<資料>札幌市市民自治推進室調べ

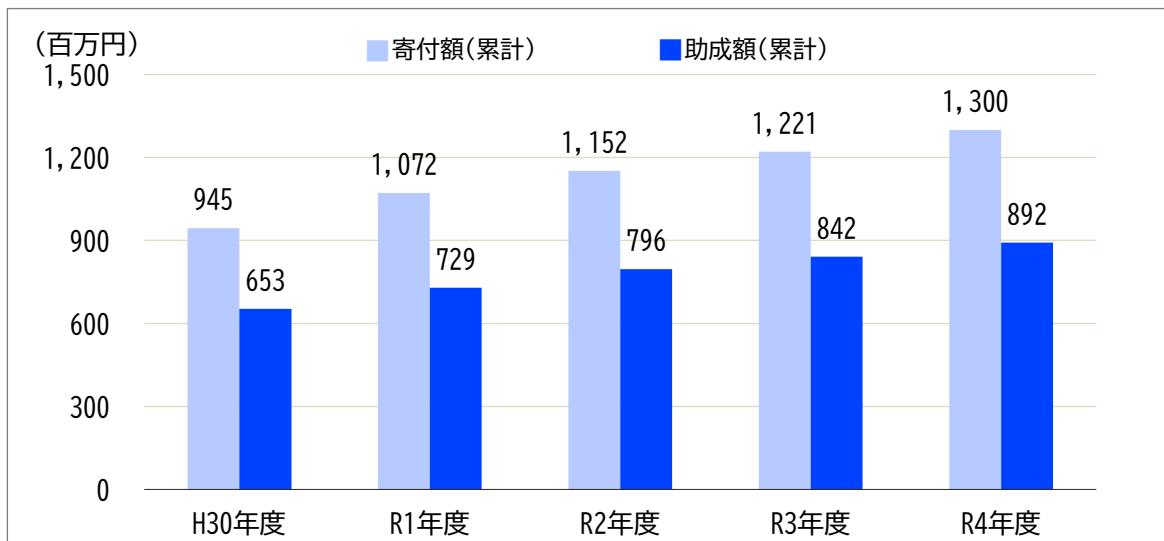
3 市民や企業の連携

市民や企業からの寄付を原資に市民まちづくり活動団体へ助成を行う「さぽーとほっと基金」への寄付は令和4年度末時点で累計13億円を超え、助成は8.9億円となっています。この5年間で寄付件数が大きく増加し、金額も堅調に推移するなど、市民まちづくり活動の一つとして寄付文化が浸透してきています（【図3】参照）。

また、企業と市が締結する協定は、令和4年度札幌市全体で1,268件に及び、企業のまちづくり活動数は15,000件を超えています。SDGsやCSRの考え方の広がりに伴い、地域貢献として市民まちづくり活動に取り組む企業の意識は高まりつつあります。

今後は、第2次まちづくり戦略ビジョンの方針を踏まえ、まちづくりの重要概念である「ユニバーサル（共生）」、「ウェルネス（健康）」、「スマート（快適・先端）」のほか、SDGsの理念を踏まえ、市民、企業、行政、大学などの多様な主体が具体的な目標を共有し、その目標に向かって連携しながら取り組んでいくことができるよう環境を整えていくことが重要と考えられます。

【図3】 さぽーとほっと基金の寄付額及び助成額の推移（累計）



<資料>札幌市市民自治推進室調べ

第3章 第3期基本計画の総括

第3期基本計画は、促進条例第1条に基づき、「市民、事業者、及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与すること」を目的とし、3つの基本目標を定め、8つの基本施策から構成されています。

ここでは、基本目標毎に、取組の実施状況と成果指標の達成状況や各種調査結果を踏まえて評価を行い、浮上した課題を解決するための方策を第4期基本計画に向けてまとめます。

【第3期基本計画 基本目標及び基本施策】

目的	基本目標	基本施策
豊かで活力ある地域社会の発展のために	1 参加促進 市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加の促進	(1)幅広い市民まちづくり活動への参加の促進 (2)地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援
	2 運営体制強化 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援	(1)市民まちづくり活動団体に対する拠点施設(市民活動サポートセンター、まちづくりセンター等)での支援 (2)市民まちづくり活動団体の組織力強化に資する人材の育成 (3)市民まちづくり活動団体の活動資金の調達のための支援 (4)市民まちづくり活動団体の活動の場の確保に向けた支援
	3 連携促進 市民まちづくり活動団体間の連携の促進	(1)多様な市民まちづくり活動団体間の連携に向けた支援 (2)企業の社会貢献活動の促進

1 基本目標1 『参加促進』～市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加の促進

【取組状況】

市民まちづくり活動に対する理解と参加を促すため、ホームページ、メールマガジン、SNSなど様々な媒体を通じて情報発信を行いました。

さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト（まちさぽ）の情報コンテンツとして、クリック募金のページを新設し、クリック募金に協賛する企業の取組を発信するなど、社会貢献の意向のある企業等に寄付を通じたまちづくり活動への参加の方法を紹介しました。

また、幅広い分野への参加を促すため、まちづくり活動の体験機会を提供する研修や、子育て支援や防災など様々な分野の活動への参加の機会を提供しました。

地域コミュニティ団体の活動の活性化に向け、ホームページやSNS、リーフレットなどにより、運営方法やイベント・交流事業など日頃の活動内容について広報するとともに、条例の制定を受け、町内会加入促進キャンペーンを実施しました。

【成果指標】市民まちづくり活動に参加している人の割合(%)

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 目標
81.9	89.0	87.2	86.4	86.3	—	95.0

<資料>札幌市指標達成度調査

町内会加入率(%)

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 目標
70.49	70.08	69.87	69.62	69.4	69.2	71.0

<資料>町内会・自治会加入状況(札幌市市民自治推進室調べ)

*上記の成果指標のR5年実績を把握できていないため、「—」としている

(1) 幅広い市民まちづくり活動への参加の促進

基本計画では、第1期から第3期まで「市民まちづくり活動に参加している人の割合(%)」を継続して成果指標としています。第1期は60%を目標としていたところ40%前後に止まり、その要因を分析したところ、市民が持っている「まちづくり活動」や「参加」のイメージが必ずしも一様ではなく、「『地域の清掃活動など』程度で参加と言つていいのか分からない」という考え方を持つ回答者もいたことから、第2期からは、個人や家庭で行う活動も「まちづくり活動への参加」に該当することを明らかにした設問で調査し直したところ、目標の70%を大きく上回る81.9%の参加という結果となりました。これを受け、第3期では95%を目標としましたが、コロナによる各種活動の自粛・縮小の影響により、目標値には達せず、割合は緩やかな低下傾向にあります。

【表1】継続的に行っているまちづくり活動（種類別）

年 度	ごみの分別・ごみステーションのマナー遵守	近隣のごみ拾い・清掃	地域交流行事への参加（祭りや運動会、盆踊り、地サボン）	雪捨てマナーの遵守や凍結道路への砂まき	自宅周辺道路の除雪や、福祉除雪などによる地域住民間の支援	高齢者等の家事援助や福祉施設での手伝い	寄附や募金	通学路などの安全確認・交通安全啓発運動	街路樹木への花植えなど地域の緑化活動への参加	高齢者や障がい者などの声かけ、安否確認	健康づくり活動への参加や指導	子どもの見守り、声かけ、子育てサロンへの参加	音楽や演芸等による地域の保存・福祉施設での公演・発表会	防災訓練への参加	防火・防犯パトロールへの参加	その他	無回答	いずれも参加・活動していることはない
H30	80.9	22.0	17.5	31.9	17.7	20.5	6.4	6.7	8.5	5.3	25.3	6.3	3.5	10.5	14.9	2.2	16.0	2.1
R1	81.3	21.5	18.7	31.6	16.3	-	18.5	6.2	8.0	8.5	5.7	7.5	4.7	11.2	-	1.6	9.7	1.3
R2	79.3	21.4	15.7	31.7	14.2	-	19.0	4.9	6.1	8.2	3.9	6.3	3.7	10.6	-	1.7	11.5	1.3
R3	78.1	18.2	8.5	26.3	15.3	-	15.6	3.5	5.1	8.6	3.2	5.0	2.3	5.8	-	0.6	11.2	2.4
R4	77.9	18.1	9.8	29.2	16.1	-	17.2	4.1	5.8	9.0	3.5	5.2	1.9	5.2	-	1.1	11.4	2.3

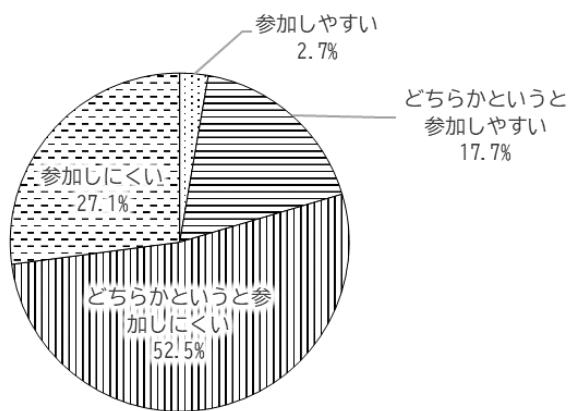
<資料>指標達成度調査（平成30～令和4年度）

活動の種類別（【表1】参照）をみると、「ごみの分別・ごみステーションのマナー遵守」など生活に密着した一部の活動は高い割合であるものの、交通安全や防災訓練など自発的な活動の参加割合は総じて低く、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの審議においても、個人や家庭ができる一部の活動の参加割合が高いことをもって安心してはいけないと意見がありました。ごみ分別や除雪なども地域コミュニティの一員として大切な活動であり、経年変化を把握する上でも、これまでと同様に「参加している人の割合」を継続して成果指標としますが、指標把握のための設問の選択肢を工夫することで、個人で行う活動と、地縁による活動、その他の活動など、市民のまちづくり活動への参加状況をより詳しく状況を把握・分析し、参加の少ない活動については積極的に情報発信するなど、より幅広い分野への参加を促していく必要があります。

また、インターネットアンケート調査（【図4】参照）からは、8割近くの市民が参加しにくいと考えており、その理由としては、「きっかけがつかめない」、「参加する時間がない」、「参加する人同士の人間関係が煩わしい」、「一緒に参加できる人がいない」と多くの方が答えています（【図5】参照）。一方で、個人での活動ニーズが高いことがうかがえます（【図6】参照）。きっかけとなる参加の機会や、時間がない方も参加しやすい多様な参加手法について、さまざまな媒体を通じて情報発信していくことも必要だと考えられます。

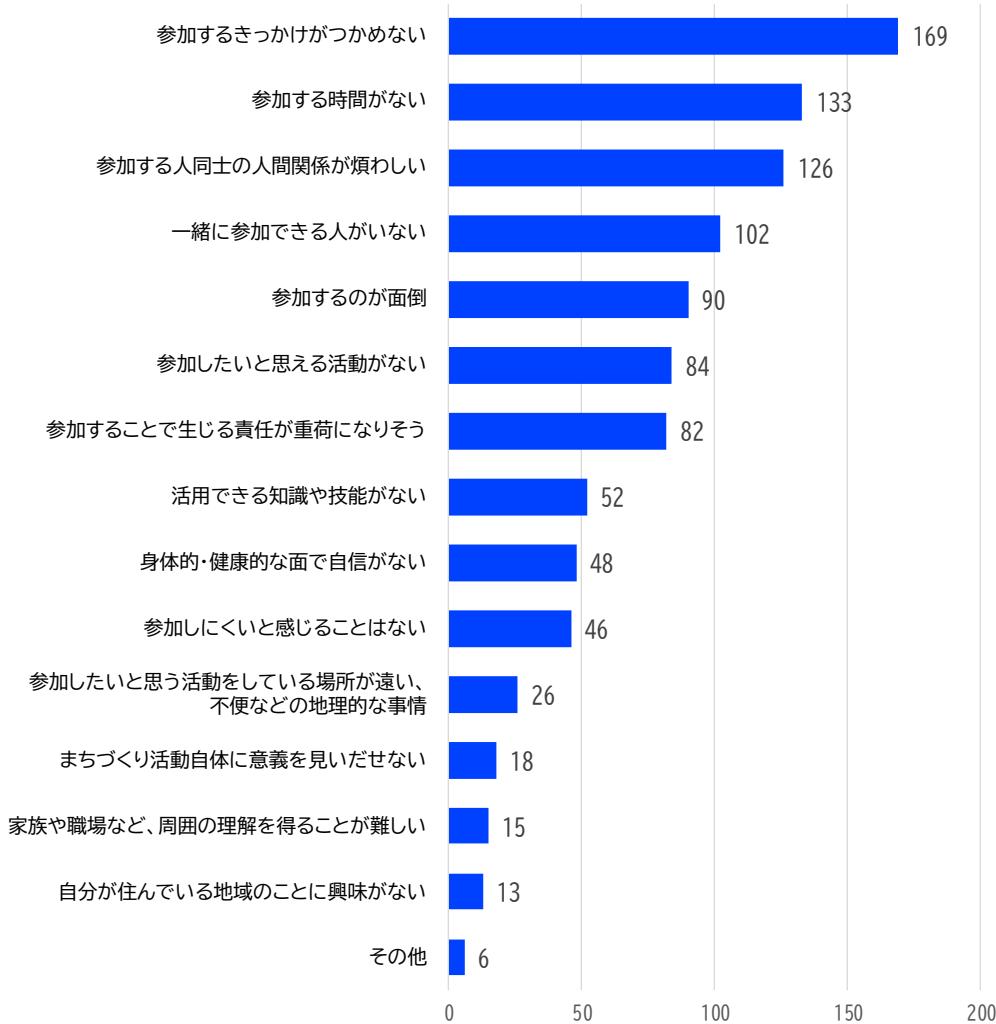
【図4】「まちづくり活動」への参加しやすさについて

参加しやすい	13	2.7%
どちらかというと参加しやすい	85	17.7%
どちらかというと参加しにくい	252	52.5%
参加しにくい	130	27.1%



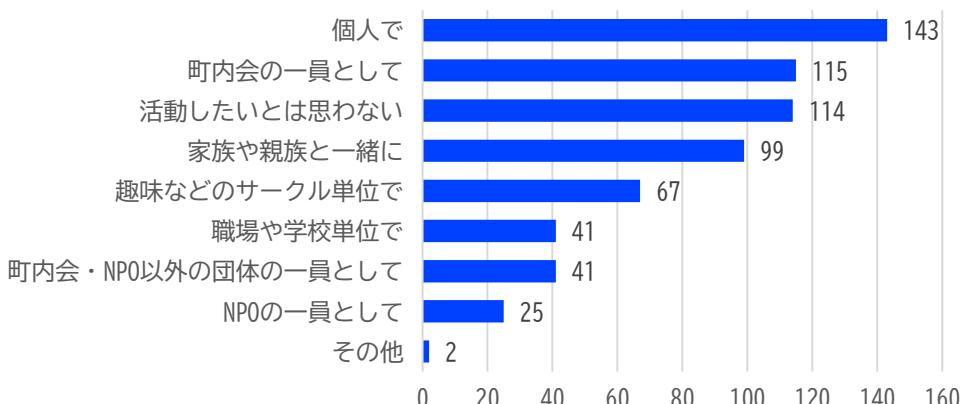
<資料>令和4年度インターネットアンケート調査【市民自治について】

【図5】「まちづくり活動」に参加しにくいと感じる理由



<資料>令和4年度インターネットアンケート調査【市民自治について】

【図6】誰と（どのような組織の一員として）活動したいか



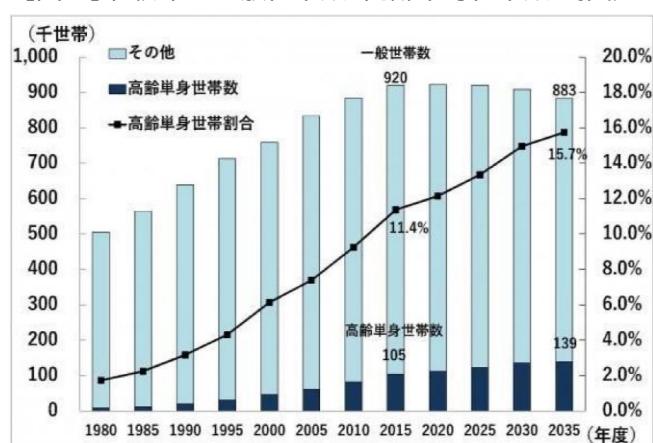
<資料>令和4年度インターネットアンケート調査【市民自治について】

(2) 地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援

近年の人口動態をみると単身世帯（高齢単身世帯）が増加し（【図7】参照）、総世帯数が大きく増えています（【図8・図9】参照）。

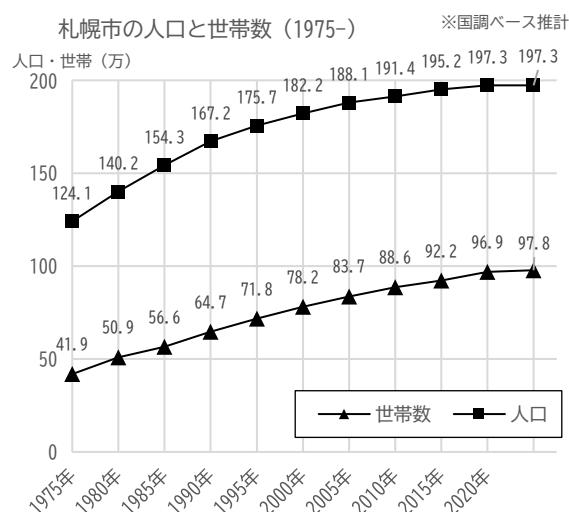
また、町内会加入世帯数については年々増加しているものの、加入率は目標値を下回り、緩やかに減少している状況です（【図1】[P8] 参照）。

【図7】札幌市的一般世帯数・高齢単身世帯数の推移



<資料>札幌市住民基本台帳人口（2019年4月1日）

【図8】札幌市の人口と世帯数(1975-)



<資料>札幌市調べ

【図9】2015-20年の世帯增加数内訳



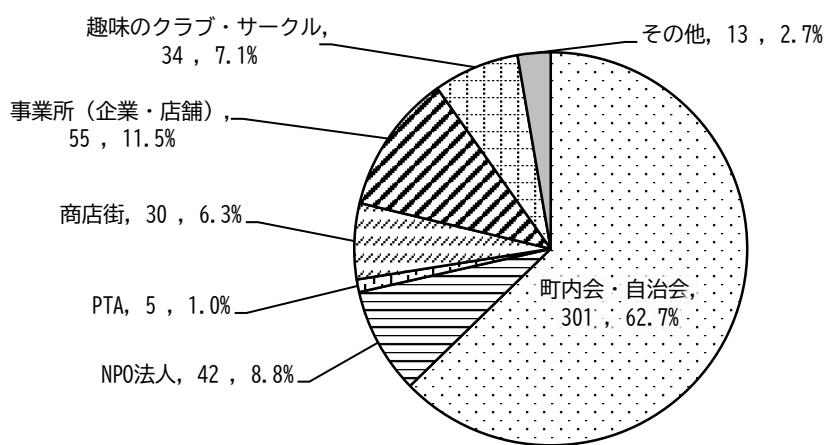
<資料>札幌市調べ

インターネットアンケート調査では、地域コミュニティ活動を担う団体として町内会が重要だと認識されており（【図10】参照）、多くの市民が地域コミュニティの活性化が必要と感じている（【図11】参照）ことから、活性化に向け引き続き支援をしていく必要があります。

人生100年時代を迎え、70歳までの就労確保を努力義務とする高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）の制定など、定年延長により地域の担い手不足がますます深刻化する懸念があります。アンケート（【図12】参照）からは、町内会へ加入しやすくなるには「若い世代など、誰もが気軽に参加できる雰囲気になること」という回答が最も多い結果となり、若い世代を含め「誰もが」参加しやすい環境づくりが必要であり、デジタル活用の支援が重要です。

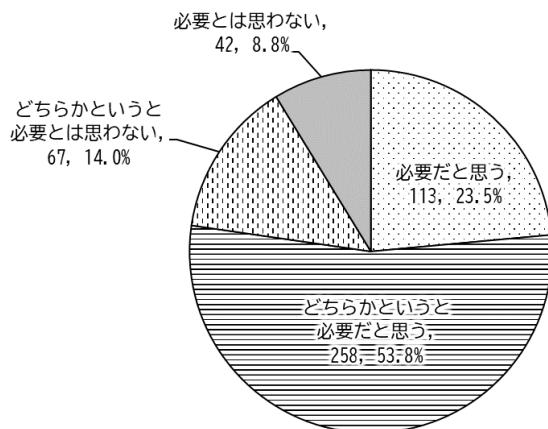
なお、「参加」の観点からは町内会加入率が端的な指標になりますが、地域コミュニティの活性化という広い観点から、地域への愛着など新たな指標を設定する必要があります。

【図10】地域コミュニティ活動の担い手として重要な団体



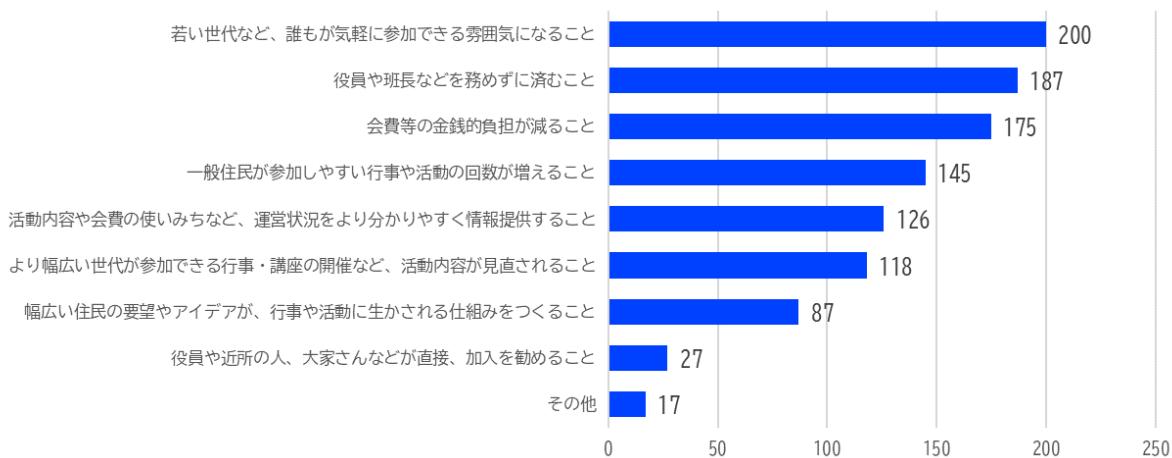
<資料>令和4年度インターネットアンケート調査【市民自治について】

【図11】地域のコミュニティ活動の活性化の必要性



<資料>令和4年度インターネットアンケート調査【市民自治について】

【図 12】 町内会に加入しやすくなるには



<資料>令和4年度市民意識調査インターネットアンケート

【第3期の成果指標の達成状況】

- 市民まちづくり活動への参加の割合は、コロナの影響により目標値を下回り緩やかに低下
- ごみの分別など生活に密着した一部の活動を除き、活動割合が低い状況
- 地域コミュニティ活動を担う団体として町内会の重要性は認識されているものの、町内会加入率は目標値を下回り緩やかに低下

～第4期に向けて必要となる取組～

- まちづくり活動に参加する意義の普及・啓発
- デジタル活用など効果的な情報発信
- 様々な形での活動への参加機会の創出をするとともに、参加の実態・実感に即した指標（データ）の把握
- 地域の互助活動など、様々な役割や機能を担う地域コミュニティの活性化に向けた支援策の拡充、新たな指標設定
- 活動の担い手の多様性を広げる取組

2 基本目標2『運営体制強化』～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

【取組状況】

市民活動サポートセンターにおいて、相談や情報提供、各種講座などを通じ、団体の運営に関わる総合的な支援を行うとともに、まちづくりセンターにおいても、町内会などへ地域の実情に沿った支援を実施しました。

また、財政的支援として、さぽーとほっと基金による助成を行うとともに、会計や資金調達に関する研修を実施したほか、団体の運営基盤強化や課題解決力向上を図る人材育成・研修の機会を提供しました。活動の場の確保のため、市民活動プラザ星園を運営するとともに、市民集会施設や地域の遊休スペース等の改修・整備を支援しました。

【成果指標】まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 目標
まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数	2,755	2,713	2,511	2,235	1,859	1,866	3,000
内訳	①市民活動サポートセンター登録団体数	1,825	1,930	1,707	1,348	1,143	1,153
	②さぽーとほっと基金登録団体数	587	327	325	341	291	306
	③NPO法人数(札幌市所轄)	956	945	928	918	905	901

<資料>札幌市市民自治推進室調べ

※①、②、③は登録団体数の内訳だが、重複があるため、それぞれの合計数と登録団体数とが一致していない。

※市民活動サポートセンター登録団体数が、R2→R3に大幅に減少しているのは、登録がなされているものの、全く施設の利用がない団体を登録抹消したため

※さぽーとほっと基金登録団体数が、H30→R1に大幅に減少しているのは、これまで登録の抹消をしてこなかったが、初めて登録の抹消をしたため

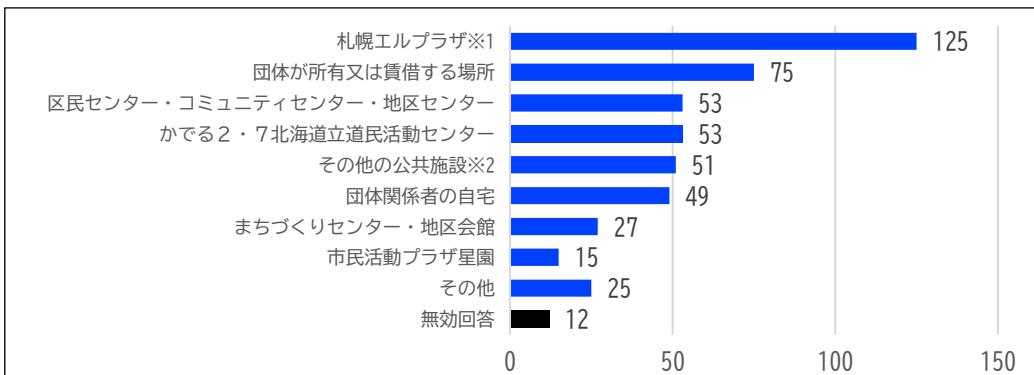
※R5は、令和5年9月30日時点の実績

(1) 市民まちづくり活動団体に対する拠点施設（市民活動サポートセンター、まちづくりセンター等）での支援

市民まちづくり活動団体の運営の状況を図る成果指標としては、「まちづくり活動情報サポートサイトへの登録団体数」が設定されています。その内訳である①市民活動サポートセンター登録団体数、②さぽーとほっと基金登録団体数、③札幌市所轄のNPO法人数は、いずれも平成30年度から毎年減少しています。団体の登録抹消が大きな要因で、少なからず新型コロナウイルス感染症による影響もあったものと推察されます。

市民まちづくり活動団体向けのアンケート（【図13】参照）からは、市民活動サポートセンターが様々な活動の場として活用され、「安価に借りられる公共施設はありがたく、なかでもエルプラザは交通の便が良く、利用しやすい」、「エルプラザのように、無料又は廉価で使用できる会場が増えることを希望する」といった回答もあり、一定の役割を果たしているものと評価します。引き続き、拠点施設として、情報提供・相談、研修学習、連携交流、調査研究・啓発・企画立案など各種機能を強化し、団体の運営体制強化に向け支援を充実していくことが求められます。

【図13】 主な活動場所



<資料>令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

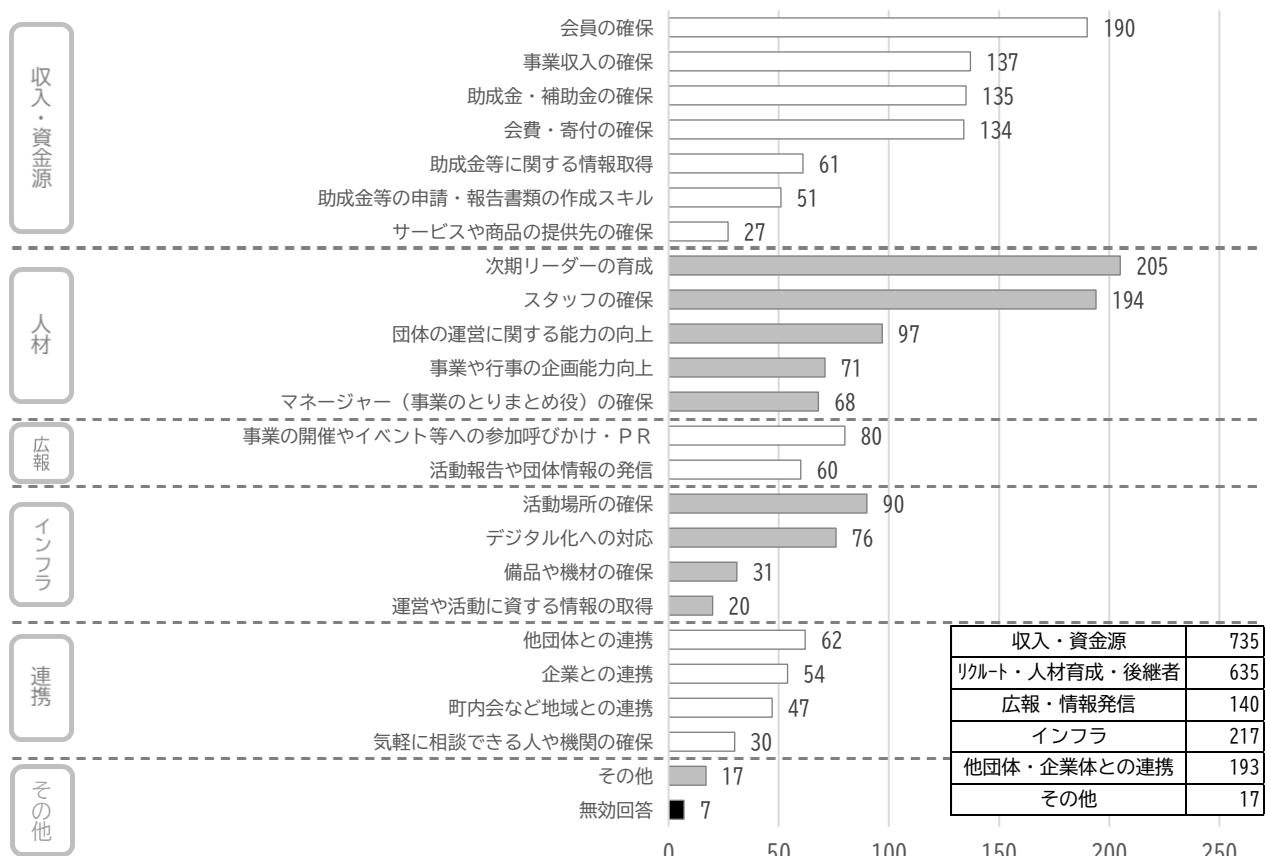
※1 市民活動サポートセンター・男女共同参画センター・環境プラザ・消費者センター

※2 生涯学習総合センター「ちえりあ」、若者支援総合センター「Youth+センター」、札幌市民交流プラザ、社会福祉総合センターほか

(2) 市民まちづくり活動団体の組織力強化に資する人材の育成

一方、市民まちづくり活動団体が抱える課題として、「次期リーダーの育成」や「スタッフの確保」といった人材の確保・育成に関する項目が高い割合となっています（【図14】参照）。この背景には市民まちづくり活動団体の代表者の年齢が、70代、60代の順に多く、活動を担っているスタッフについても、50代以上が約70%となっており、より若い世代の担い手の育成が課題となっています（【図15・16】参照）。

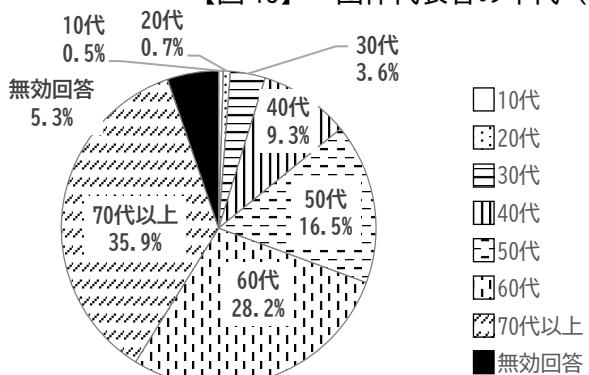
【図14】 市民まちづくり活動団体が抱える課題（n=418）



<資料>令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

<分類ごとの集計>

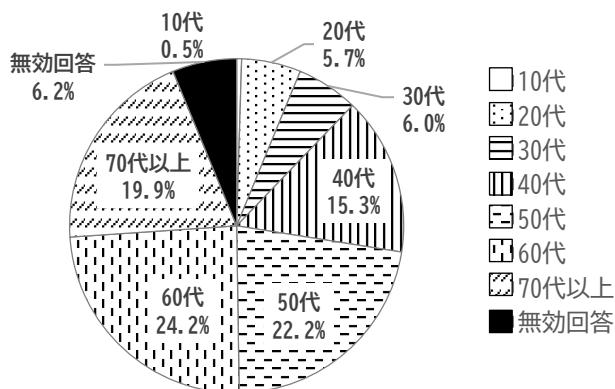
【図15】 団体代表者の年代 (n=418)



10代	2	0.5%
20代	3	0.7%
30代	15	3.6%
40代	39	9.3%
50代	69	16.5%
60代	118	28.2%
70代以上	150	35.9%
無効回答	22	5.3%

<資料>令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

【図16】 団体の活動の担い手について、最も人数が多い年代 (n=418)



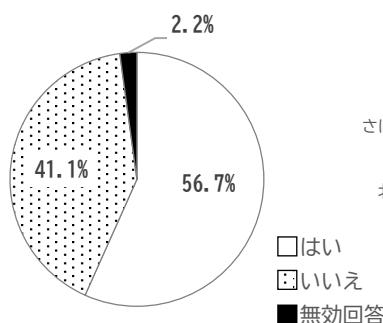
10代	2	0.5%
20代	24	5.7%
30代	25	6.0%
40代	64	15.3%
50代	93	22.2%
60代	101	24.2%
70代以上	83	19.9%
無効回答	26	6.2%

<資料>令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

(3) 市民まちづくり活動団体の活動資金の調達のための支援

アンケートでは、収入・資金の確保を課題とする回答も高い割合となっており、半数以上の団体が助成金を活用したことがあると回答しています。また、活用したことのある助成金の種類としては「民間の助成金」が最も多く、次いで「さぽーとほっと基金」、「さぽーとほっと基金以外の札幌市の助成金」となっています（【図17】参照）。

【図17】 助成金・補助金の活用状況 (n=418)

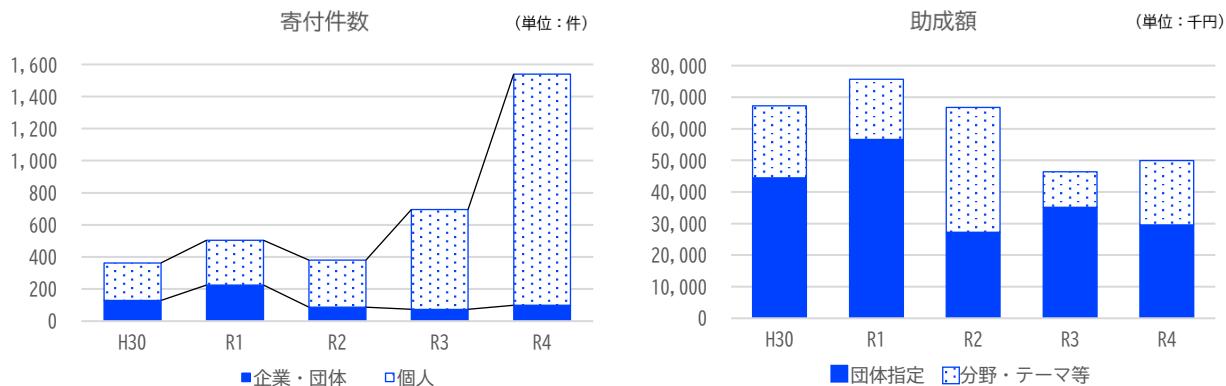


<資料>令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

寄付を原資にまちづくり活動への財政的支援を行うさぽーとほっと基金については、以前は団体や企業から特定の団体を指定する寄付の割合が高い傾向にありました。近年はふるさと納税の浸透により、個人からの寄付の件数・金額が飛躍的に増えています。（【図18】参照）。

【図18】 さぽーとほっと基金 年度推移

	H20～29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
寄付件数 (内ポータルサイト分)	2,677 (78)	387 (167)	525 (170)	402 (215)	717 (505)	1,561 (1,351)	6,269 (2,486)
個人	743	234	279	292	622	1,439	3,609
企業・団体	1,674	129	225	88	74	100	2,290
寄付額（千円） (内ポータルサイト分)	874,201 (11,829)	70,748 (4,612)	126,553 (7,261)	80,130 (6,392)	69,168 (15,444)	79,329 (31,829)	1,300,129 (77,367)
助成事業数	1,066	152	164	141	109	138	1,770
団体指定	569	61	72	49	50	62	863
分野・テーマ等	497	91	92	92	59	76	907
助成額（千円） 団体指定	586,179	67,278	75,658	66,747	46,405	49,907	892,174
分野・テーマ等	458,390	44,426	56,633	27,203	35,161	29,526	651,339
	127,789	22,852	19,025	39,544	11,244	20,381	240,835

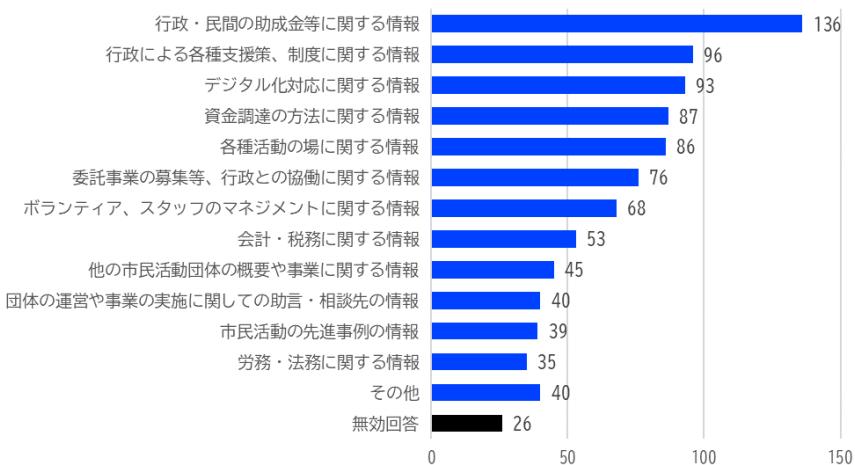


<資料>札幌市市民自治推進室調べ

一方、コロナ禍による活動の停滞もあり、助成金の応募が減少し、寄付額が助成額を上回る状況が続いている。さぽーとほっと基金登録団体を増やすためには、よりたくさんの団体が助成を受け、寄付が有効に活用されるよう、基金の更なる周知をはじめ、ニーズに沿った助成内容、申請のしやすさなど、さぽーとほっと基金制度を見直す必要があります。

また、アンケート（【図19】参照）からは、助成金に関する情報を求める声が多く、さぽーとほっと基金以外の様々な助成金についても分かりやすく情報提供していくことが求められています。

【図19】 団体が必要としている情報 (n=418)



<資料>令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

(4) 市民まちづくり活動団体の活動の場の確保に向けた支援

アンケートでは、活動の場の情報を必要とする団体が多い一方、市民活動サポートセンターを補完する活動の場として整備している市民活動プラザ星園については、他の公共施設に比べ利用が少ない結果となっており、積極的な情報発信など活用促進が必要です。

【第3期の成果指標の達成状況】

- コロナ禍による活動の休止、担い手の高齢化による団体の解散などにより、まちづくり活動情報サポートサイト（まちさぽ）の登録団体数は目標値を下回り、市民活動サポートセンター登録数、札幌市所轄のNPO法人数、さぽーとほっと基金登録団体数いずれも緩やかに減少
- さぽーとほっと基金登録団体数は、登録期間が原則2年（2年間助成申請または団体指定寄付が無いと登録抹消となる）のため、寄付件数・金額が横ばいの状況では総数は増加しにくい
- 市民活動サポートセンターの登録は2年毎に更新が必要であるが、コロナによる施設の休館等に伴い利用を休止し、更新を希望しない団体が増加し、感染収束後もリモートによる活動の定着等によりセンターの登録が回復していない

～第4期に向けて必要となる取組～

- 拠点施設の更なる機能強化と、既存施設の有効活用
- 団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化
- 団体のニーズ・困りごとに応じて条例に規定する4つの支援（情報、人材育成、財政、活動の場）を適切に実施
- 寄付文化の更なる醸成と財政的支援の充実
- 若手・学生のまちづくり活動支援、担い手育成の拡充

3 基本目標3『連携促進』～市民まちづくり活動団体間の連携の促進

【取組状況】

複雑・多様化する地域課題に対し、町内会やNPO、企業、商店街など様々な団体が連携しながら解決できる環境づくりを進めるため、連携事業への財政的支援やノウハウを持つNPOの地域への派遣を行ったほか、「さっぽろまちづくりパートナー協定」の締結、地域のまちづくり活動に積極的に取り組む企業の認定制度・表彰などにより、企業の社会貢献活動への意欲を喚起し、地域における連携を促進しました。

【成果指標】連携している市民まちづくり活動団体の割合 (%)

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 目標
48.7			54.8			70.0

<資料>札幌市市民自治推進室調べ(R1～R5:令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査「図20」)

企業のまちづくり活動への参加数（延べ件数）

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 目標
13,989	15,413	14,306	14,611	15,636	—	20,700

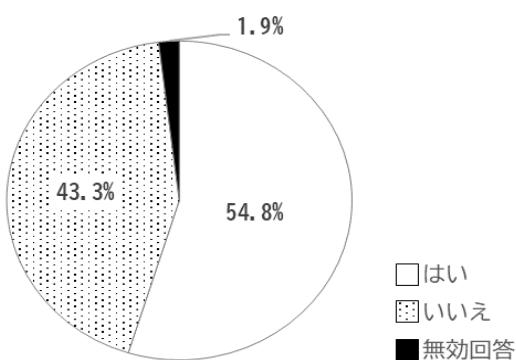
<資料>札幌市市民自治推進室調べ

※さっぽろまちづくりパートナー企業、さっぽろまちづくりスマイル企業の活動のほか、庁内各局区と連携した企業の活動を調査したもの

※R5は、R5年実績を把握できていないため、「－」としている

(1) 多様な市民まちづくり活動団体間の連携に向けた支援

【図20】他団体や企業等との連携又は協働により行った活動や事業について(n=418)



はい	229	54.8%
いいえ	181	43.3%
無効回答	8	1.9%

※令和元年度から令和5年7月まで

「貴団体は、R元～R5年現在において、他団体や企業等との連携又は協働により行った（又は現在も行っている）活動や事業はありますか？」の質問に対する回答

<資料>令和5年度市民まちづくり活動団体向けアンケート調査

NPO、福祉のまち推進センター、学校、商店街など様々な連携を促進する事業を実施してきましたが、コロナによる各種活動の自粛・縮小の影響により、市民まちづくり活動団体向けのアンケートからは、成果指標である「連携している市民まちづくり活動団体の割合」は、平成30年度より増加しているものの、目標を達成できていません。

連携先として最も多いのは他の市民活動団体（NPO、ボランティア団体）の55.9%、次いで行政43.2%、企業39.3%となり、連携・協働の取組は、人的交流、財政的支援（協賛や

負担の軽減)、広報協力など様々で、相乗効果により事業の質の向上、活性化が図られたといった回答も寄せられています。町内会や商店街などの連携はまだ少ない一方、町内会や地域住民の活動団体に対する認知度向上や連携・協働を期待する団体の声もあり、引き続き連携を促す必要があります。

また、アンケートからは、既に札幌市の各部局との事業の共催や、区民協議会のメンバーとして協働による地域づくりに参加するなど、行政との連携・協働に取り組む団体も増えてきましたが、今後はますます複雑・多様化する地域課題の解決に向けて、公民連携の促進をしっかりと基本計画に位置付け、中間支援団体¹²との連携を強化していくことが重要です。

(2) 企業の社会貢献活動の促進

企業の社会貢献活動の成果指標としては、「企業のまちづくり活動への参加数」を設定しています。企業と札幌市が複数分野のまちづくりに連携・協力をする包括的連携協定「さっぽろまちづくりパートナー協定」をはじめ、企業との各種協定の締結数や、さっぽろまちづくりスマイル企業認定数は堅調に増加していますが、コロナ禍により、企業のまちづくり活動が休止・縮小されたことなどから、成果指標である「企業のまちづくり活動への参加数」は目標値を下回っています。

2030年のSDGsの目標達成年次に向けて、国、地方自治体はもとより、民間レベルでも取組が加速しています。企業の地域貢献活動の促進にあたっては、SDGsの観点からもまちづくりへの貢献が企業価値向上につながることをPRするなど、より効果的な取組が求められています。

参考：さっぽろまちづくりパートナー協定、各局区個別協定、さっぽろまちづくりスマイル企業の状況

取組項目	H30	R1	R2	R3	R4
パートナー協定	16協定 23社	17協定 24社	18協定 25社	19協定 26社	20協定 27社
個別協定	1,028	1,079	1,095	1,206	1,268
スマイル企業認定数	16	41	47	54	63

<資料>札幌市市民自治推進室調べ

¹² 地域・企業とNPO等、NPO等とNPO等との間に立って、中立的な立場でコーディネートを行ったり、団体・法人の組織基盤の強化に向けた支援など、「NPO等を支援する」ことを目的とした団体のこと

【第3期の成果指標の達成状況】

- NPO、福祉のまち推進センター、学校、商店街など様々な連携を促進する事業を実施してきたが、コロナの影響により、連携している市民まちづくり活動団体の割合は目標を下回っている
- 企業との各種協定や、まちづくりスマイル企業認定は堅調に増加しているが、コロナ禍によるまちづくり活動の休止・縮小等により、企業のまちづくり活動への参加数は目標を下回っている

～第4期に向けて必要となる取組～

- 団体間のネットワーク化を図るための機会の創出
- SDGsの広がりを踏まえた企業における地域貢献活動の促進
- NPOやNPOを支援する団体（中間支援組織）と行政との連携

第4章 第4期基本計画の概要

第1 基本計画の策定・実施にあたって留意すべき事項

1 基本計画策定を契機とした市民まちづくり活動への理解促進

本計画は、札幌市の市民まちづくり活動の促進に関する支援施策を総合的かつ計画的に実施、推進していくために、市が取り組む施策・事業などを体系的にまとめた「行政計画」という側面を有していますが、市民まちづくり活動の主体が市民であることを踏まえると、市民一人ひとりをはじめ、市民まちづくり活動に取り組む団体も含め、広く市民と共有できる「市民計画」である必要があります。

このため、検討過程においては、団体へのアンケート調査やワークショップの開催、市民を対象としたワークショップの開催などまちづくり活動に関する幅広い市民意見の集約に努め、その結果なども踏まえて、今後、重点的に取り組むべき課題を明らかにしてきたところです。

基本計画の策定にあたり、市民まちづくり活動の必要性と計画の内容を市民に理解してもらうことが重要です。そのために、市民の目線に立ち、市民にわかりやすい、浸透しやすい施策体系や内容構成とすることが大切と考えます。また、計画の周知にあたっても、わかりやすい概要版を作成するなど、より多くの市民に理解され、共有されるように努める必要があります。

2 市民自治が息づき、市民がまちづくりの主役になれるような意識の醸成

本計画の究極の目標は、自治基本条例の基本理念に定める「市民自治によるまちづくり」の実現です。第3期を振り返ると、市民まちづくり活動に参加したことのある人の割合は低下傾向にあり、参加割合が低い活動も見受けられますが、まちづくり活動は、特別に高い意識や使命感、あるいはスキルを持つ一部の人が担う特別な活動ではありません。日常的に互いに支え合い、連携・協力してまちづくりを担うことで、豊かで暮らしやすいまちがつくられていきます。

市民の「まちづくり活動」や「参加」に対するイメージは一様ではなく、また、取り巻く状況も様々であることから、誰もが自分の強みや得意分野を生かして活動に参加し、まちづくり活動の主体・担い手であることが実感できるよう、市民それぞれが置かれている状況に応じた多様な参加機会や参加手法の創出などを通じて、意識の醸成を図っていくことが必要です。

また、意欲ある市民が参加したいと思うような活動が見つかるよう活動情報を分かりやすく発信していくことや、活動団体が安定的に活動を継続し、発展できるように、ニーズや抱える課題に応じた支援を充実していくことも併せて必要となります。

3 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンや他の部門別計画との整合性

「札幌市の現状」にも記載されているとおり、札幌市では、今後10年の新たなまちづくりの基本的な指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（令和4年度～令和13年度）」を策定し、地域分野の基本目標として「互いに認め合い、支え合うまち」「誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち」を掲げるとともに、「ユニバーサル（共生）」「ウェルネス（健康）」「スマート（快適・先端）」の3つの重要概念に基づき、分野横断的に取組を進めています。

「市民まちづくり活動」の対象範囲は非常に多岐にわたっていることから、本計画の策定にあたっては、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの趣旨を十分に踏まえるとともに、市民まちづくり活動に関連する各分野の部門別計画との整合性の確保にも留意する必要があります。

4 市民まちづくり活動の支援や連携を通じたSDGsの推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、

「持続可能な解決のための2030アジェンダ」

が採択されました。

このアジェンダは、国際社会の普遍的な目標として採択され、その中に令和12年（2030年）までの「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、

17のゴールと169のターゲットが設定されています。SDGsは、中長期的な観点の下、「経済・社会・環境」の3側面の課題を統合的に解決しながら、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標としています。

札幌市は、平成30年に「SDGs未来都市」に選定されており、総合的な実施計画の策定や各種取組の実施に当たっては、SDGsの視点や趣旨を反映させることとしています。

市民まちづくり活動においては、SDGsに関連する取組が多く、これらの活動を支援していくことでSDGs達成につなげていく必要があります。また、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」は誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するために、国や企業、専門家、個人などが相互に協力し合うことの重要性を示した目標となっており、ターゲット17.17では「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」とされており、本計画にも連携協働の視点が重要です。



第2 第4期基本計画の方向性

第3章で総括した基本目標1～3の達成状況を踏まえ、解決に向けて必要となる取組を、支援の対象となる活動主体に着目して整理・分類し、第4期の基本計画の基本目標設定の方向性を5つにまとめます。

1 誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり（主な対象：個人）

自治基本条例に掲げる「市民自治によるまちづくり」を実現していくためには、これまで以上に取組の裾野を広げ、より多くの市民のまちづくり活動への参加を促進していくことが重要です。

そのためには、「市民まちづくり活動」に参加する目的を普及・啓発していくとともに、企業をはじめ多くの市民が参加する清掃・環境美化活動など、様々な形の「市民まちづくり活動」への参加の機会を広げる必要があります。

また、SDGsの取組や第2次まちづくり戦略ビジョンに掲げる「まちづくりの重要概念」である「ユニバーサル（共生）」の観点からも、「誰もが」まちづくり活動に参加しやすい環境づくりが求められます。

2 自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動の推進（主な対象：地縁による団体）

札幌市未来へつなぐ町内会ささえ条例が施行され、これまで以上に地域コミュニティの中核である町内会の活性化に向けた支援が必要となります。

近年の大規模な自然災害をはじめ、地域課題が複雑・多様化しており、行政のみでは対応が困難な課題が増加してきています。そのため、地域の互助・共助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティを更に活性化させ、まちづくりセンターを通じ地域の実情に沿った支援をするなど、自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動を推進していく必要があります。

3 市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援（主な対象：任意団体やNPO法人など）

今後、ますます人口減少や少子高齢化が進む中において、地域課題を解決する市民まちづくり活動が安定・継続的に営まれていくには、活動団体に対する各種支援を行う拠点施設（市民活動サポートセンター）の更なる機能強化が重要です。

活動の場の支援として、市民活動プラザ星園や区民センター、地区センターなど多くの公共施設が活用されていますが、市民集会施設や有休スペースなど民間施設についても有効活用することが求められます。

また、各団体には、会計情報開示の徹底やデジタルツールの活用など、時代の変化に応じた経営が求められており、こうした人材の育成も重要な課題です。

上記の支援を通して、市民まちづくり活動団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化を図っていく必要があります。

4 寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援(市民、企業、市民まちづくり活動団体)

活動を支える財政的支援としてさぽーとほっと基金の運用が始まり、PR活動の積み重ねにより寄付文化が醸成されてきましたが、更に幅広く市民に浸透させていく必要があります。

そのためには、「寄付を通じたまちづくり活動の意義」がより多くの市民に伝わるよう、寄付の使い道や助成事業の成果の分かりやすい発信が重要と考えられます。クリック募金や寄付付き商品など手軽な寄付方法の拡充も効果的であり、そのためには企業との連携も必要となります。

市民によるまちづくり活動が安定・継続的に営まれ、市民生活に定着していくためには、ヒト(人材)、モノ・カネ(活動基盤)、情報(ノウハウ)を総合的に支援する施策の展開や仕組みづくりが必要です。また、助成制度の運用にあたっては、助成を通して団体の事業や規模などライフステージに応じて、自主性、自立性、成長を促すという視点が必要です。

5 市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出(市民、企業、市民まちづくり活動団体)

時代やニーズの変化を背景に複雑・多様化する課題に的確に対応するためには、第3期基本計画で掲げていた市民まちづくり活動団体間の連携にとどまらず、行政や企業が、町内会など地縁による団体やNPOなど市民まちづくり活動団体と協働して課題解決にあたっていくことが求められています。

また、少子高齢化が進み担い手の確保がますます難しくなる地域のまちづくり活動を推進していくためには、企業による地域貢献活動を促進する視点も重要であり、そのためには積極的な情報発信など企業の付加価値向上につながる支援が必要となります。

【第3期基本計画の総括から第4期基本計画への方向性へ】

第3期の総括でまとめた第4期に向けて必要となる取組を5つの方向性で整理します。

【基本目標1】参加促進（個人対象）

(1) 幅広い市民まちづくり活動への参加促進

- まちづくり活動に参加する意義の普及・啓発のため、デジタル活用など効果的情報発信
- 様々な形での参加機会の創出
- 参加の実態・実感に即したデータの把握
- 活動の担い手の多様性拡大 → 1
- 地域コミュニティ活動の活性化に向けた支援
- 地域コミュニティの活性化に向けた支援の拡充、新たな指標設定 → 2

【1】個人対象

誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり

【基本目標2】運営体制強化（団体対象）

(1) 抱点施設での支援

- 抱点施設の更なる機能強化と、既存施設の有効活用

(2) 人材の育成・（4）場の確保に向けた支援

- 団体が自立的に活動できる環境の整備と運営体制の強化

- 団体のニーズ・困りごとに応じて条例に規定する4つの支援（情報、人材育成、財政、活動の場）を適切に実施 → 3

(3) 活動資金の調達のための支援

- 寄付文化の更なる醸成と財政的支援の充実 → 4

【3】NPO等対象

市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

【4】個人・町内会・NPO・企業等全て

寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援

【基本目標3】連携促進（団体・企業）

(1) 団体間の連携に向けた支援

- 団体間のネットワーク化を図るための機会の創出

(2) 企業の社会貢献活動の促進

- SDGsの広がりを踏まえた企業における社会貢献活動の促進

- NPOやNPOを支援する団体（中間支援組織）と行政との連携 → 5

【5】市・個人・町内会・NPO・企業等全て

市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出

第3 第4期基本計画の構成

1 第4期基本計画の体系

この基本計画は、1ページで述べたとおり、促進条例の目的実現に向け、同条例の規定に基づき策定されるものです。そのため、同条例の目的である「豊かで活力ある地域社会の発展のために」を基本計画の目的にします。

また、第2（27～29ページ）でまとめた5つの方向性を基本目標に位置付け、各基本目標の達成に必要な基本施策を体系化しました。

【第4期基本計画 基本目標及び基本施策】



2 成果指標と参考指標

施策の効果を測定し、効果的な取組を進めるため、成果指標を設定します。活動の内容や主体が多岐に渡る市民まちづくり活動を単一の指標で測定することは困難なため、関連する複数の指標を参考にします。今後の進捗管理上、参考指標を追加する場合があります。

第5章 第4期基本計画の基本目標と基本施策

1 基本目標1：様々な参加機会の創出

～誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり

「まちづくり活動」や「参加」のイメージが共有され、理解が進むとともに、市民の誰もが担い手であることを実感してもらえるよう取り組む必要があります。

また、まちづくり活動への関心や意欲の程度、年齢（子ども・若者）、性別、国籍など市民のさまざまな状況に応じた多様な参加の手法や機会の創出と、適切な情報提供により、参加しやすい環境づくりを進めます。

【成果指標】

指標	2022年度実績	2028年度目標
市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合	86.3%	90%

【参考指標】

指標	2022年度実績
社会的役割を感じる市民の割合	18～64歳 44.4% 65歳以上 40.9%

（第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン及びアクションプラン2023 地域分野指標）

【基本施策】

（1）社会全体でさえあいができる機運の醸成

少子高齢化やグローバル化など社会情勢の変化に伴い、誰もが個性や強みを活かしながら、一人ひとりが日常生活のなかで自然に支えあい、役割をもって活躍できる地域社会づくりが求められています。身の周りの高齢者や障がいのある方、外国人等について理解し、見守り、困っている人に声をかけることや、個人や家庭レベルでのごみの分別や資源回収等もまちづくり活動です。広く「まちづくり活動」への「参加」として市民の理解を促し、身近な活動から社会全体の課題に目を向けるきっかけにつなげていきます。

また、町内会活動やNPO活動、企業の地域貢献活動などが日常生活の中で可視化され、活動する人と人が顔の見える関係性を築き、活動の楽しさや意義が伝わり、新たな参加につながる、そうした好循環を生むよう取組を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
プッシュ型広報の促進 (市民活動サポートセンター)	SNS (facebook、インスタグラム) 及びHP等を活用して市民活動に関するタイムリーな情報を動画コンテンツなども活用し提供
市民まちづくり活動 促進事業	さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト（まちさぽ）の活用

(2) 生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供

まちづくり活動に関心や意欲はあるがきっかけのない市民に対しては、例えば、ボランティアや地域活動に関わる研修を通じて、学んだことを地域で活用したり、団体の行う活動を体験したりできるような機会の創出が重要です。

また、ボランティアやサポーターとして登録し、生活スタイルに合わせて自分にあった活動を自発的に選んで行えるような制度づくりも考えられます。

健康上や時間的制約で実際に活動に参加することが難しい場合は、寄付による間接的な参加を通じ、まちづくりへの関心を喚起することや、様々な情報伝達媒体により、興味・関心を惹くことができる情報発信をしていきます。

【主な事業】

事業名	事業概要
スタートアップ講座 (地域まちづくり人材育成事業)	まちづくり活動に興味関心がある市民を対象としたスタートアップセミナーや活動体験会の実施
札幌シニア大学 運営事業	高齢者の社会活動を促進し、生きがいの向上を図るとともに、地域社会活動のリーダーを養成するため、50歳以上の市民を対象に、学びの場として2年課程で系統的な学習と実践活動の講座を実施
さっぽろ市民 カレッジの実施	生涯学習センターを拠点として「さっぽろ市民カレッジ」を実施し、学んだ成果を生かして、まちづくりに主体的に参加できる市民を育む

(3) 若者・子どものまちづくり活動の促進

町内会やNPO等は、いずれも担い手不足が課題となっており、人材の確保のための支援が必要です。これから社会に出る大学生や、将来のまちづくりを担う子どもに対して、まちづくり活動の楽しさややりがいが感じられる学習の機会を提供するとともに、若者と地域をつなげる仕組みの構築を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
次世代の活動の担い手育成事業	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小・中学、高校生、大学生などの若者を対象に、世代に応じた取組により、まちづくり活動の大切さや必要性に気付く機会と、まちづくり活動への参加機会を拡大する
次世代層向け市民活動サポート (市民活動サポートセンター)	市民活動団体と協働し、次世代の活動を担う若者に対し、市民活動の啓発及び体験を目的とした「NPOインターンシップ」を実施する
さっぽろまちキャンパス共創事業	学生団体が地域団体と連携・協働して行うまちづくり活動に対して補助金を交付し、学生の地元への愛着及び関心を高めるとともに、学生の力を活かした地域コミュニティの活性化を目指す

2 基本目標2：地域コミュニティの活性化

～自発的かつ持続的なコミュニティ活動の推進

近年の大規模な自然災害をはじめ、行政のみでは対応が困難な課題が増加する中、地域の互助・共助活動など様々な役割や機能を担う地域コミュニティの活性化は重要な課題であり、自発的な活動が生まれ、また持続的に運営されるよう支援を充実していきます。

また、多くの町内会では、居住形態や生活様式の変化などにより、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などが大きな課題となっており、それらの対応に苦慮しています。そのような現状を踏まえ、令和5年4月1日に施行された札幌市未来へつなぐ町内会さえあい条例に基づき、地域コミュニティの中核である町内会の活動の維持及び発展を図るために必要な施策を推進します。

【成果指標】

指標	2022年度実績	2028年度目標
現在住んでいる地域に、これからも住み続けたいと思う人の割合	76.2%	80%
町内会加入世帯数	685,497世帯	723,778世帯

【基本施策】

(1) 町内会活性化に向けた支援

町内会の活動を地域住民、事業者などと協力し合いながら一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代につなぐ必要があります。

町内会の維持及び活動の活性化を進めるため、町内会への加入促進や地域住民及び事業者の町内会に対する理解や協力を一層促すための広報啓発活動、負担の軽減などにつながるさまざまな施策を実施していきます。

【主な事業】

事業名	事業概要
町内会活動総合支援事業	町内会活動の支援として、各種広告媒体を活用した加入促進啓発や不動産関連団体等と連携した取組、町内会自らが行う課題解決に向けた取組への支援等を行うほか、町内会に関する条例の周知・啓発を行う
住民組織助成事業	地域住民相互の連帯感の醸成を図り、心のふれあう温かい地域社会の形成を支援するため、札幌市内における町内会等住民組織に対して、自主的な運営や活動費用の一部として、助成金を交付する
町内会デジタル化促進支援事業	町内会におけるデジタル化を進めることで、町内会の維持及び活動の活性化を図るために、デジタル化に向けた環境整備への助成やデジタル化に係る課題解決のための支援などを行う

(2) 地域コミュニティの課題解決に向けた支援

地域課題解決に向けて主体的に取り組もうとする町内会等に対する支援や、地域コミュニティの様々な団体が連携して地域課題の解決に取り組むネットワーク（まちづくり協議会など）への活動支援、解決に資するノウハウの情報発信などを行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行う
地域マネジメント推進事業	地域の特性や課題などを地域住民が共有するための勉強会などを開催するとともに、将来の展望とその実現に向けた活動指針である「地域まちづくりビジョン」策定のためのワークショップなどの開催を支援

(3) 地域コミュニティ施設の維持と利便性の向上

デジタル化など新たなニーズを踏まえ、地域活動の場となる地域コミュニティ施設の環境整備を進め、利便性の向上に努める必要があります。また、老朽化などの課題を抱える市民集会施設について、今後も継続して利用できるよう支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域コミュニティ施設運営管理	コミュニティ施設（区民センター、コミュニティセンター及び地区センター）の運営管理を行う
地域コミュニティ施設 Wi-Fi 機器導入事業	施設利用者の利便性向上を目的として、コミュニティ施設に Wi-Fi 機器を導入
市民集会施設建築費補助金	町内会等の活動の場を維持・充実するため、町内会等が市民集会施設を新築、購入、増・改築、修繕、借上げ及び解体する場合に、その費用の一部について補助する

3 基本目標3：運営体制強化

～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

市民まちづくり活動団体が安定的に活動を続けるには、人材や活動場所の確保が重要であり、支援にあたっては、拠点施設（市民活動サポートセンターなど）における各種相談対応や情報提供などの機能を一層充実させていきます。

【成果指標】

指標	2022年度実績	2028年度目標
市民活動サポートセンター登録団体数	1,143 団体	1,400 団体

【参考指標】

指標	2022年度実績
対価を受け取っているスタッフがいる団体の割合	40.6%
事業年度の収入額が100万円を超える団体の割合	49.0%
札幌市所轄のNPO法人数	905 法人
札幌市内の一般社団法人数	1,199 法人（2023年10月現在）

【基本施策】

（1）総合的な活動支援を行う拠点施設の機能強化

市民まちづくり活動団体にとっての総合的・一元的窓口になることが期待されている市内中心部の拠点施設である市民活動サポートセンターは、市民まちづくり活動団体のニーズ等をとらえ、情報提供・相談、研修学習、連携交流、調査研究・啓発・企画立案など各種機能を強化し、団体の運営体制強化に向けた総合的な支援を実施します。

【主な事業】

事業名	事業概要
NPO専門相談 (市民活動サポートセンター)	税理士による会計相談、弁護士による法律相談、社会保険労務士による労務相談を行う
団体活動支援 (市民活動サポートセンター)	事務ブースの貸出、ロッカー、レターケースの提供、印刷機等の環境整備

(2) 活動の場の支援

市民活動サポートセンターでの総合的支援に加え、市民活動プラザ星園を活動の場として活用します。また、基本目標2に記載した地域活動の場となる地域コミュニティ施設をはじめ、札幌市生涯学習センターや図書館などの社会教育施設についても、効果的に情報発信を行い、活用を図るほか、市民まちづくり活動団体のニーズに合った活動の場の整備も支援していきます。

【主な事業】

事業名	事業概要
市民活動プラザ星園の活用 (市民活動サポート推進)	市民まちづくり活動団体向けの貸事務所、貸会議室、交流スペースなどを提供する
地域のための遊休スペース等活用支援事業	身近な地域の課題解決に向けた住民主体のまちづくり活動を身近な遊休スペース等を活用して行う企画・活動に対して、体制づくりのための支援や整備・改修費の支援を行う

(3) 組織力強化に資する人材の育成

市民まちづくり活動団体の課題や成長に寄り添った伴走型の支援など新たな支援のニーズを捉えつつ、市民まちづくり活動団体の組織力・運営能力を高めるために、人事労務や税務会計などの専門的知識を持つ人材や、複雑・多様化する課題に対応できる人材、次期リーダーとなり得る人材等の育成を進めています。

【主な事業】

事業名	事業概要
NPOフォローアップ講座 (市民活動サポートセンター)	市民活動団体を運営していく中で必要な知識を実践者や利用団体の成功事例から学ぶことにより団体の活動の発展を促進する
サポーター養成講座 (地域まちづくり人材育成事業)	地域課題や団体の抱える課題を解決するために必要な知識等を学ぶセミナー等の実施
認定NPOセミナー (市民活動サポート推進)	認定NPO法人等の組織運営ノウハウを学ぶ研修の実施

(4) 情報共有・情報発信の強化

市民まちづくり活動団体が新たな人材や資金を確保し、運営基盤を強化するために必要な情報を収集したり、自らの活動をより広く発信したりすることが円滑に行われるよう、情報共有・情報発信を強化します。

【主な事業】

事業名	事業概要
市民まちづくり活動促進事業（再掲）	さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト（まちさぽ）の活用のほか、内閣府ポータルサイトなどさまざまな情報ツールの周知、活用促進
広報環境の整備 (市民活動サポートセンター)	市民活動サポートセンター内に団体が情報発信できるスペースや掲示板を設けるほか、札幌駅前通り地下歩行空間の「市民まちづくり活動情報コーナー」における広報事業を実施

4 基本目標4：寄付文化の浸透

～寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援

寄付文化が醸成され、浸透すると、市民まちづくり活動団体への寄付が増え、市民まちづくり活動への財政的支援（助成）が充実すると同時に、市民まちづくり活動に対する市民の理解や共感が進み、活動そのものの波及効果が大きくなっていくものと考えます。

市民まちづくり活動団体の財政基盤の強化、財源の多様化に向けて、休眠預金をはじめとする各種補助金や資金調達制度についてもわかりやすく情報提供を行います。

【成果指標】

指標	2022年度実績	2028年度目標
さぽーとほっと基金への年間寄付件数	1,561件	2,000件
さぽーとほっと基金への累計寄付金額	13億円	17.2億円

【参考指標】

指標	2022年度実績
さぽーとほっと基金助成金累計事業件数	1,770件

【基本施策】

(1) 寄付文化を醸成・浸透させる取組の強化

市民や企業への情報発信を通じて「寄付を通じたまちづくり活動への参加の意義」の理解を促進し、安定的に寄付が得られるよう取組を強化する必要があります。また、寄付を受ける団体の活動に対しても、市民の理解と共感が得られるよう市民活動サポートセンターのイベント等を活用するなど情報発信を充実する支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
市民まちづくり活動促進事業（再掲）	寄付意欲を喚起する効果的な情報発信（感謝状贈呈を通じた社会的評価など）、さぽーとほっと基金を活用した事業に関する周知・広報
市民活動サポート推進	寄付者が税の優遇措置を受けられる認定NPO法人等の制度の理解促進、周知・広報

（2）自主性・自立を促す効果的な助成の実施

社会情勢の変化とともに地域課題や市民まちづくり活動団体のニーズも変わってきていることから、さぽーとほっと基金の在り方について見直しを検討し、見直しにあたっては、活動団体の事業規模や段階に応じて成長を促す視点や、テーマを決めて重点化するなど、効果的な助成制度の構築を目指します。

助成申請手続きの簡素化やデジタル活用、助成金を補完する伴走支援等についても併せて研究していきます。

【主な事業】

事業名	事業概要
市民まちづくり活動促進事業（再掲）	市民や事業者からの寄付をもとに、町内会やボランティア団体、NPO法人など市民まちづくり活動団体への助成を行う

（3）各種助成金制度の活用に向けた支援

企業をはじめとした他の団体が運営している各種助成金制度の情報を収集し、一元的に情報発信するとともに、各種助成金の活用促進に向け、説明会の開催など側面的支援の実施を検討してまいります。

【主な事業】

事業名	事業概要
市民活動サポートセンター運営管理	会計や資金調達など事務能力向上につながる研修機会を提供するとともにホームページやメールマガジン等を通じて各種助成金の情報を提供する

5 基本目標5：多様な連携・協働

～市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出

複雑・多様化する課題に的確に対応するためには、第3期基本計画で掲げていた市民まちづくり活動団体間の連携にとどまらず、行政や企業が町内会など地縁による団体、ボランティア団体やNPOなど市民まちづくり活動団体と協働して課題解決できるよう環境づくりを進め、協働による相乗効果や新たな価値を創出する必要があります。

また、少子高齢化が進み担い手の確保がますます難しくなる地域のまちづくり活動を推進していくためには、企業による地域貢献活動を促進する視点も重要であり、そのためには積極的な情報発信など企業の付加価値向上につながる支援が必要となります。

【成果指標】

指標	2022年度実績	2028年度目標
連携している市民まちづくり活動団体の割合	54.8%	70%
市と協定を締結している企業数（延べ）	1,268社	1,400社
さっぽろまちづくりスマイル企業認定数	63社	90社

【基本施策】

(1) 市民まちづくり活動団体の多様な連携に向けた支援

様々な団体が相互理解を深め、連携するきっかけとなるような機会を創出する支援を行うとともに、連携事業に対する財政的支援や情報発信なども行います。今後の人団構成の変化を見据え、大学と地域の連携についても促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域課題解決のためのネットワーク構築	まちづくりのスキル・ノウハウを有するNPOと町内会等が地域課題を解決するため、協働して実施する事業に対して財政的支援を行う また、NPOの活動を紹介し、町内会等へ派遣することで連携を促す
商店街地域力向上支援事業	商店街と町内会、NPO、大学をはじめ多様な地域団体が連携した地域課題の解決に向けた取組の企画・実施に対して、財政的支援を行う
交流活動支援業務 (市民活動サポートセンター)	NPOとの出会い創出事業(しみさぼマルシェ)を通じて、市民活動団体の展示、物販などの形態で出展・成果発表を支援

(2) 官民連携・協働の促進

行政だけで解決を図ることが困難な複数な分野にまたがる複雑・多様な課題が増加する中、市民の困りごとや不安に共感し、寄り添う多様な主体との連携・協働を促進し、課題解決に取り組んでいきます。福祉、教育、地域など様々な分野におけるネットワークの推進や、各分野の団体をとりまとめ支援する中間支援組織との連携についても検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要
企業家等との集団 広聴事業	民間の発想を具体的な行政運営に反映させるため、各分野の企業家やNPO等と市長が直接意見交換を行う広聴事業「Meet for the Next」を開催
市民活動サポート センター運営協議会	市民活動団体や学識経験者、専門家等からなる外部委員に施設運営や事業実施に関する協議及び検討をいただき、運営に反映

(3) 企業の地域貢献活動の促進

企業がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりや、各種協定の締結を進めるほか、地域貢献に積極的に取り組む企業の認定制度や情報発信など、企業価値の向上につながる支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
さっぽろまちづくり スマイル企業認定制度 ほか (企業による市民活動促進事業)	企業のまちづくり活動への参加を促進するため、地域のまちづくり活動に積極的に取り組む企業の認定制度を実施し、まちづくり活動に参加した企業の価値向上に繋がるような支援を行う。併せて、企業に向けてまちづくり活動の情報発信を行い、参加しやすい環境を整える。

第6章 計画の推進にあたって

第1 進捗管理

1 成果指標と事業実施状況の確認

5つの基本目標ごとに設定した成果指標の情報を適宜収集して取りまとめるとともに、本基本計画に位置付けた事業の所管部局等に実施状況を照会し、基本計画の進捗を把握します。

また、このほかに、施策の効果的な推進のために必要な事項については随時情報収集に努めます。

2 市民まちづくり活動促進テーブルの活用

把握した成果指標、参考指標及び計画事業の実施状況については、PDCAサイクルの一環として、毎年度、附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルに報告し、実施方法や効果的な進め方について意見を聞き、事業の改善に役立てます。なお、報告した資料は、市民まちづくり活動促進テーブルのホームページに掲載します。

3 計画の見直し

この基本計画の計画期間は令和6年度から5年間を想定していますが、急激な社会状況や札幌市の施策等により、市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聞きながら、必要に応じて見直しをすることとします。

第2 推進体制

1 厅内連携による事業推進

これまで、地域のまちづくり活動の中核的役割を担ってきた町内会などの地域団体に対しては、区役所・まちづくりセンターが中心となって密接な関係を築いてきました。

一方、新たな担い手であるNPO、企業による活動については、環境や保健福祉、子どもなど、それぞれの専門的な活動分野に応じ、当該分野を所管する部局が関連する場合も少なくなく、地域の多様な担い手が連携した取組などへの対応に際しては、これら所管部局の情報共有と連携が重要となります。

また、社会情勢の変化に伴い地域課題が複雑・多様化する中で、自発的な市民まちづくり活動だけでは解決できない課題や、行政の既存の支援制度や事業では対応が困難な課題、さらに部局複合的な課題なども顕在化してきています。

このため、基本計画の推進にあたっては、地域が抱える課題等を速やかに関係部局間で共有し、対策等について協議、検討していきます。

2 関係機関との連携

北海道全域のN P O法人の認証・認定事務及び市民活動に対する支援を行う北海道庁や、まちづくり活動団体に対する支援を行う公益的団体、中間支援組織、教育機関、企業や経営者の団体などとも適切な役割分担と協力関係の構築を進めています。

1章

札幌市市民まちづくり
活動促進基本計画の策
定にあたつて

2章

市民まちづくり活動と
第3期基本計画策定以
降の社会動向

3章

第3期基本計画の総括

4章

第4期基本計画の概要

5章

第4期基本計画の基本
目標と基本施策

6章

計画の推進にあたつて

附 屬 資 料

附属資料

成果指標一覧表

1 基本目標1：様々な参加機会の創出

【成果指標】

指標	現状値	2028年度目標
市民まちづくり活動に参加したことがある人の割合※1	86.3%	90%

【参考指標】

指標	2022年度実績
社会的役割を感じる市民の割合※2	18～64歳 44.4% 65歳以上 40.9%

2 基本目標2：地域コミュニティの活性化

【成果指標】

指標	現状値	2028年度目標
現在住んでいる地域に、これからも住み続けたいと思う人の割合※3	76.2%	80%
町内会加入世帯数※4	685,497世帯	723,778世帯

3 基本目標3：運営体制強化

【成果指標】

指標	現状値	2028年度目標
市民活動サポートセンター登録団体数※5	1,143団体	1,400団体

【参考指標】

指標	2022年度実績
対価を受け取っているスタッフがいる団体の割合※6	40.6%
事業年度の収入額が100万円を超える団体の割合※7	49.0%
札幌市所轄のNPO法人数※8	905法人
札幌市内の一般社団法人数※9	1,199法人（令和5年10月現在）

4 基本目標4：寄付文化の浸透

【成果指標】

指標	現状値	2028年度目標
さぽーとほっと基金への年間寄付件数※10	1,561件	2,000件
さぽーとほっと基金への累計寄付金額※11	13億円	17.2億円

【参考指標】

指標	2022 年度実績
さっぽーとほっと基金助成金累計助成事業件数 ^{※12}	1,770 件

5 基本目標5：多様な連携・協働

【成果指標】

指標	現状値	2028 年度目標
連携している市民まちづくり活動団体の割合 ^{※13}	54.8%	70%
市と協定を締結している企業数（延べ） ^{※14}	1,268 社	1,400 社
さっぽろまちづくりスマイル企業認定数 ^{※15}	63 社	90 社

※1 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン及びアクションプラン 2023 地域分野の指標です。札幌市が実施する「指標達成度調査（事業の効果に関する市民意識調査）」において、無作為抽出した市内在住 18 歳以上の男女 4,000 人を対象に調査票を発送し、過去 1 年以内の市民まちづくり活動への参加状況を調査します。市民まちづくり活動には、町内会活動や NPO 活動のほか、ごみの分別やリサイクル、除雪のマナー遵守など個人で行う活動なども含みます。現状値は令和 4 年度調査の結果です。

※2 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン及びアクションプラン 2023 地域分野の指標です。現状値は令和 4 年度調査結果です。活動への参加により、社会的役割を感じる社会参加状況を示す指標として新たに設定します。札幌市が実施する「指標達成度調査（事業の効果に関する市民意識調査）」に基づき把握します。

※3 札幌市が実施する「市民意識調査」において、無作為抽出した市内在住の 18 歳以上の男女 5,000 人を対象に調査票を発送し、定住意向を調査します。現状値は令和 4 年度調査の結果です。

※4 市民自治推進室調べ。毎年 1 月 1 日現在で各単位町内会へ照会し算出。現状値は令和 5 年 1 月 1 日現在です。

※5 毎年度末現在で算出。市民活動サポートセンターの登録にあたっては 2 年毎に更新が必要であり、登録できる要件は札幌市内に事務所を有するか、札幌市内で活動をする「市民活動」団体、「市民活動」を行っている、又は、これから行おうとしており、札幌市内に住所があるか、札幌市内に事務所、勤務先、学校のある個人になります。

※6 ※7 本計画策定に合わせて 5 年毎に札幌市が実施する団体向けアンケート調査の回答に基づき算出。

※8 市民自治推進室調べ。現状値は令和 4 年度末の実績です。

※9 市民自治推進室調べ。現状値は令和 5 年 10 月現在、国税庁法人番号検索サイトで札幌市内各区に主たる事務所を置く一般社団法人数を確認し合計したもの。

※10, 11, 12 市民自治推進室調べ。現状値は令和 4 年度末の実績です。

※13 本計画策定に合わせて 5 年毎に札幌市が実施する団体向けアンケート調査の回答に基づき算出。現状値は令和 5 年度に令和元年度～令和 5 年現在までの実績を調査したものです。

※14, 15 市民自治推進室調べ。現状値は令和 4 年度末の実績です。

関連事業一覧表

基本目標	基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
------	------	-----	--------	----	----	------

基本目標1 『様々な参加機会の創出』～誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり

1-1 社会全体でさえあいができる機運醸成

1	ユニバーサル推進事業	政) ユニバーサル推進室		共生社会の実現に向けて、（仮称）共生社会推進条例の制定を目指すほか、ユニバーサル関係施策の分野横断的な展開プログラムを策定するとともに、ユニバーサルに関する総合的な情報発信などを行います。
2	市民まちづくり活動に関する相談支援 <市民活動サポートセンター運営管理>	市) 市民自治推進室		多様な市民参加の促進を目的として、市民活動サポートセンターへの相談員の設置、市民まちづくり活動に取り組みたい市民からの相談対応を実施します。
3	プッシュ型広報の促進 <市民活動サポートセンター運営管理>	市) 市民自治推進室		SNS (facebook、インスタグラム、Youtube) 及びHP等を活用して市民活動に関するタイムリーな情報を動画コンテンツなども活用し提供し、参加促進につなげます。
4	さっぽろまちづくり活動情報サポートサイトの運営事業 <市民まちづくり活動促進事業>	市) 市民自治推進室		札幌市内のさまざまな場所で行われているまちづくり活動やイベント、団体の情報などを発信できるポータルサイトを運営し、人や活動を結び付け、市民が市民の活動を支えられるよう支援します。また、誰もが気軽にまちづくりに参加できるよう、クリック募金をサイト内で運用します。
5	福祉のまち推進事業	保) 総務部		幅広い市民の福祉活動への参加により、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくるため、概ね連町内会を単位として市内89か所に設置されている「地区福祉のまち推進センター」において、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て家庭などに対して、日々の安否確認や日常的な手助けなど地域ぐるみで行う援助活動を推進します。
6	ボランティア振興事業 <社会福祉協議会運営等補助金>	保) 総務部		ボランティアに関する相談や需給調整、各種研修や情報提供等を一体的に行うため札幌市社会福祉協議会が設置する「札幌市ボランティア活動センター」の運営を支援します。
7	図書館におけるレファレンスサービス <国際化>	教) 中央図書館		図書館におけるレファレンスサービスとして、町内会やボランティア活動などまちづくりに関する情報を求める市民に対し、関係する図書や関係機関等の情報を提供し、課題解決の支援を行います。
8	図書館資料を通じた活動の支援	教) 中央図書館		図書・情報館では、「まち、町、街」や「NPO・社会起業」というテーマの棚を設けて、まちづくりやNPO法人の運営などに関する図書を配架しており、現在活動中の方や活動に興味のある方を支援します。

1-2 生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供

9	災害時の外国人支援 <国際プラザ>	総) 国際部		「札幌災害外国人支援チーム“SAFE”」を育成・運営し、災害時に外国人市民が「札幌市災害多言語支援センター」とともに活動する体制を整備するとともに、外国人市民の地域の防災訓練等への参加を促進します。
10	さっぽろ外国人市民パートナー <国際プラザ>	総) 国際部		自らの経験や文化的背景を活用したいと考える外国人市民を広く募集・登録し、市や札幌国際プラザが行う事業への協力や地域のイベント等への派遣などを通じて、活躍の機会を提供します。
11	さっぽろコミュニティ通訳 <国際プラザ>	総) 国際部		通訳スキルを持つ市民をボランティア通訳として、区役所や学校などの市の関連施設に派遣して、外国人とのコミュニケーションをサポートします。

基本目標 基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
	12	デジタル活用支援推進事業	デ)スマートシティ推進部		本市と民間事業者が連携し、デジタル活用に不慣れな高齢者等に対してオンライン行政手続等を学ぶ講習会等を実施することで、デジタル活用の格差を是正とともに、デジタルを活用した社会参加を促します。
	13	スタートアップ講座 <地域まちづくり人材育成事業>	市)市民自治推進室		まちづくり活動に興味関心がある市民を対象としたスタートアップセミナーや活動体験会を実施します。
	14	さぽーとほっと基金 <市民まちづくり活動促進事業>	市)市民自治推進室		市民や事業者からの寄付をもとに、町内会やボランティア団体、NPO等が行うまちづくり活動に助成することで、市民まちづくり活動に対して必要な財政的支援を行うとともに、市民が寄付を通じてまちづくり活動に参加する機会を創出し、市民が市民の活動を支える機運を醸成します。
	15	福祉のまち推進事業	保)総務部	再	幅広い市民の福祉活動への参加により、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくるため、概ね連合町内会を単位として市内89か所に設置されている「地区福祉のまち推進センター」において、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て家庭などに対して、日々の安否確認や日常的な手助けなど地域ぐるみで行う援助活動を推進します。
	16	ボランティア振興事業 <社会福祉協議会運営等補助金>	保)総務部	再	ボランティアに関する相談や需給調整、各種研修や情報提供等を一体的に行うため札幌市社会福祉協議会が設置する「札幌市ボランティア活動センター」の運営を支援します。
	17	認知症サポーター等養成事業 <認知症地域支援推進事業>	保)高齢保健福祉部		認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える市民（認知症サポーター）を増やすため、認知症サポーター養成講座を行うとともに、認知症に関する一定程度の知識や経験を持った方を対象に、認知症サポーター養成講座の講師役を担うキャラバン・メイトを育成します。
	18	札幌シニア大学運営事業	保)高齢保健福祉部		地域活動リーダーの育成を目的とし、高齢者の社会活動を促進し、生きがいの向上を図るために、系統的な学習の機会を提供します。
	19	地域ぬくもりサポート事業	保)障がい保健福祉部		障がいのある人に対する理解促進を図り、自立生活を地域全体で支えていくため、地域住民による有償ボランティア活動を推進するしくみを整備します。
	20	ひきこもりやニートなど困難を有する若者の社会的自立促進事業 <若者支援施設運営管理>	子)子ども育成部		ひきこもりやニートなど困難を有する若者の社会的自立を効果的に支援するため、若者への就労先の紹介、ハローワークへの同行などの伴走型支援を実施する若者サポートボランティアを募集・育成します。
	21	地域子育て支援事業	子)子育て支援部		地域と一体となった子育て支援を展開するため、地域の子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行います。また、子育て家庭が自分に合ったサービスを利用できるよう、子育てに関する情報を発信します。
	22	みどりのボランティア活動促進事業	建)みどりの推進部		協働によるみどりづくりのより一層の推進のため、みどりのボランティア活動の増加を目指に、みどりに関する効果的な情報提供を行うとともに、みどりのボランティアに関する人材を育成し、様々なみどりづくりの場とマッチング等に取組みます。
	23	地域学校協働活動推進事業 <地域活動推進費>	教)生涯学習部		子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成します。
	24	生涯学习センターを拠点としたさっぽろ市民力レッジ <生涯学习センター運営管理費>	教)生涯学習部		まちづくりを担う人材などを育成するため、生涯学习センター等で実施される「さっぽろ市民力レッジ」をはじめとする各種事業を実施します。

基本目標 基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
	25	野外教育総合推進事業	教)生涯学習部		子どもたちに等しく自然体験活動の機会を提供し続けられるよう、地域等で活動プログラムを実施できる人材を養成し、体験活動の質の向上や新たな機会を創出します。
	26	学びを支える人材の発掘・紹介、出前講座の展開 <生涯学習センター運営管理費>	教)生涯学習部		多様な市民の参加を促進するため、生涯学習センターで学んだ人材や、様々な分野のボランティア情報を集約し、市民の学習ニーズに応じて学習機会や、人材の紹介を行います。
	27	登下校時の見守り活動等の推進 <地域ぐるみの学校安全体制整備推進費>	教)学校教育部		地域の子ども見守り活動を推進し、子どもの安全確保を図るために、市立幼稚園・小学校・特別支援学校を対象に、登下校時の見守り活動、危険箇所の巡回などを行うボランティアをスクールガードとして登録し、活動を行います。
	28	コミュニティ・スクール推進事業	教)学校教育部		家庭や地域と目標やビジョンを共有し、連続性、系統性をもち、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校運営協議会制度を導入します。 (コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校)

1-3 若者・子どものまちづくり活動の促進

	29	さっぽろまちキャンパス共創事業 <大学連携強化推進費>	政)政策企画部	再	大学及び短期大学に所属する学生による団体が、札幌市内で活動する地域団体と連携・協働して行うまちづくり活動に対し、補助金を交付し、学生の地元への愛着及び関心を高めるとともに、学生の力を生かした地域コミュニティの活性化を目指します。
	30	次世代の活動の担い手育成事業	市)市民自治推進室		次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小・中学生、高校生、大学生などの若者を対象に、世代に応じた取組により、まちづくり活動の大切さや必要性に気付く機会と、まちづくり活動への参加機会を拡大します。
	31	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	市)市民自治推進室		自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。 (子どもまちづくり手引書)
	32	次世代層向け市民活動サポート <市民活動サポートセンター運営管理>	市)市民自治推進室		市民活動団体と協働し、次世代の活動を担う若者に対し、市民活動の啓発及び体験を目的とした「NPOインターナーシップ」を実施します。
	33	若者支援施設運営管理	子)子ども育成部		若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、若者支援施設において、情報収集・提供、ネットワーク構築、相談及び啓発、参加のきっかけづくりや人材育成などの社会参加促進事業を実施します。
	34	若者の芸術・文化活動を通じた南区まちづくり事業	南)市民部		区ゆかりのアーティストや地域住民と連携したアートイベントの実施、区内大学研究室との共同事業を発展拡充させるとともに、若者を中心とした「南区センター制度」を構築し、これらの活動を支援することで地域の活性化を図ります。
	35	南区地域活動の次世代参画支援事業	南)市民部		人口減少及び少子高齢化が進んでいる南区において、持続可能なまちづくりを実現するために、南区の若い世代が中心となって、民間企業や地域団体と連携して取り組んでいる活動を支援します。

基本目標 基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
	36	ボランティア活動等の体験的な学習の充実	教) 学校教育部		子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、発達の段階に応じた多様な人々との触れ合いやボランティア活動の体験活動について、各園、学校の特色ある取組の事例をまとめ、普及啓発を図ることにより、各園・学校における体験活動の充実を図ります。
	37	学校を支援するボランティア活動の推進	教) 学校教育部		学校を支援するボランティア活動の促進を図るため、学校の教育活動に必要な支援の情報を各学校や地域等に積極的に発信します。学生ボランティアの協定を締結している大学と連携して学生ボランティア事業について周知し、参加への協力を促します。
	38	学生ボランティアの活用	教) 学校教育部		きめ細かな指導の充実を図るため、連携する大学に対する働きかけなどにより、学生ボランティアを希望している学校に対し、より多くのボランティアを派遣し、子ども一人一人の資質・能力等に応じた支援を行います。

基本目標2 『地域コミュニティの活性化』～自発的かつ持続的な地域コミュニティ活動の推進

2-1 町内会活性化に向けた支援

39	町内会活動総合支援事業	市) 市民自治推進室		町内会活動の支援として、各種広告媒体を活用した加入促進啓発や不動産関連団体等と連携した取組、町内会自らが行う課題解決に向けた取組への支援等を行うほか、町内会に関する条例の周知・啓発を行います。
40	住民組織助成事業	市) 市民自治推進室		地域住民相互の連帯感の醸成を図り、心のふれあう温かい地域社会の形成を支援するため、札幌市内における町内会等住民組織に対して、自主的な運営や活動費用の一部として、助成金を交付します。
41	町内会デジタル化促進支援事業	市) 市民自治推進室		町内会におけるデジタル化を進めることで町内会の維持及び活動の活性化を図るために、デジタル化に向けた環境整備への助成やデジタル化に係る課題解決のための支援などをています。
42	まちづくりセンター地域自主運営化推進事業	市) 市民自治推進室		市が設置しているまちづくりセンターの運営を地域団体に委託することによって、地域の創意工夫を活かした運営を実現し、地域のまちづくりの拠点としての機能を高めます。また、自主運営を行う地域団体が自ら定めたまちづくりの目標である「地域活動ビジョン」を実現するため、「地域交付金」を交付します。
43	まちづくりセンターの支援力強化 <市民自治推進事務費>	市) 市民自治推進室		まちづくりセンターの支援力強化のために、まちづくりセンター所長を対象とした研修やまちづくり活動に関する情報提供、アドバイザーの派遣などを実施します。
44	集団資源回収奨励金	環) 環境事業部		ごみの減量と資源の有効利用を促進するため、各家庭から出る資源物（紙類・びん類・金属類・布類）を集めて、団体が契約した民間の資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動である集団資源回収に取り組んでいる町内会やP T A、マンション管理組合などの地域住民団体と回収業者に対し、回収量に応じた奨励金を交付します。
45	集団資源回収ボックス設置費助成	環) 環境事業部		町内会やマンション管理組合などの住民団体が、各家庭から発生する新聞・雑誌・ダンボールなどの資源物を、共同で収納するために用いる物置型の保管庫として工コボックス（集団資源回収ボックス）を設置または更新する場合、費用の一部を助成します。

2-2 地域コミュニティの課題解決に向けた支援

46	地域防災活動推進事業	危) 危機管理部		ワークショップ等を通じ地区防災計画作成を支援し、計画に基づく防災活動の実施、活動を踏まえた計画の見直しなど継続的な取組となるよう支援する。全市展開に向け、地区防災計画事例集を作成し、地区防災計画の取組を波及させるとともに、地区防災計画の取組を広くP Rし、理解促進及び普及啓発を図るために、研修会や発表会、講演会等を開催します。
47	さっぽろまちキャンパス共創事業 <大学連携強化推進費>	政) 政策企画部	再	大学及び短期大学に所属する学生による団体が、札幌市内で活動する地域団体と連携・協働して行うまちづくり活動に対し、補助金を交付し、学生の地元への愛着及び関心を高めるとともに、学生の力を生かした地域コミュニティの活性化を目指します。

基本目標	基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
		48	町内会活動総合支援事業	市)市民自治推進室	再	町内会活動の支援として、各種広告媒体を活用した加入促進啓発や不動産関連団体等と連携した取組、町内会自らが行う課題解決に向けた取組への支援等を行うほか、町内会に関する条例の周知・啓発を行います。
		49	次世代の活動の担い手育成事業	市)市民自治推進室	再	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小・中学生、高校生、大学生などの若者を対象に、世代に応じた取組により、まちづくり活動の大切さや必要性に気付く機会と、まちづくり活動への参加機会を拡大します。
		50	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	市)市民自治推進室	再	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。
		51	地域マネジメント推進事業	市)市民自治推進室		地域の特性や課題などを地域住民が共有するための勉強会などを開催するとともに、将来の展望とその実現に向けた活動指針である「地域まちづくりビジョン」策定のためのワークショップなどの開催を支援します。
		52	地域課題解決のためのネットワーク構築	市)市民自治推進室		まちづくりのスキル・ノウハウを有するNPOと町内会等が地域課題を解決するため、協働して実施する事業に対して財政的支援を行います。また、NPOの活動を紹介しを町内会等へ派遣することで連携を促します。
		53	福祉のまち推進事業	保)総務部	再	幅広い市民の福祉活動への参加により、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくるため、概ね連合町内会を単位として市内89か所に設置されている「地区福祉のまち推進センター」において、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て家庭などに対して、日々の安否確認や日常的な手助けなど地域ぐるみで行う援助活動を推進します。
		54	地域福祉振興助成金	保)総務部		地域福祉の振興に資する活動を行うボランティア団体や非営利の民間団体に対して、活動費の一部を助成します。
		55	事業者等による見守り事業	保)総務部		孤立死を防止するため、宅配業者など訪問を行う民間事業者と見守りに関する協定を締結し、万一の場合の通報体制の充実を図ります。
		56	福祉除雪事業	保)総務部		除雪が困難な高齢者や障がい者等を対象として、地域協力員が住宅の道路に面した出入口等を除雪する福祉除雪事業を実施する市社会福祉協議会に補助を行う。また、協力員拡充の取組を行う地域団体に助成等を行う。
		57	認知症サポーター等養成事業 <認知症地域支援推進事業>	保)高齢保健福祉部	再	認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える市民（認知症サポーター）を増やすため、認知症サポーター養成講座を行うとともに、認知症に関する一定程度の知識や経験を持った方を対象に、認知症サポーター養成講座の講師役を担うキャラバン・メイトを育成します。
		58	地域ぬくもりサポート事業	保)障がい保健福祉部	再	障がいのある人に対する理解促進を図り、自立生活を地域全体で支えていくため、地域住民による有償ボランティア活動を推進するしくみを整備します。
		59	ひきこもりやニートなど困難を有する若者の社会的自立促進事業 <若者支援施設運営管理>	子)子ども育成部	再	ひきこもりやニートなど困難を有する若者の社会的自立を効果的に支援するため、若者への就労先の紹介、ハローワークへの同行などの伴走型支援を実施する若者サポートボランティアを募集・育成します。
		60	子どもの居場所づくり活動の支援	子)子ども育成部		地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、子ども食堂など子どもの居場所づくりの活動に対し費用の一部を補助するほか、市ホームページでの広報等により、子どもの居場所づくり活動を支援します。
		61	地域子育て支援事業	子)子育て支援部	再	地域と一体となった子育て支援を展開するため、地域の子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行います。また、子育て家庭が自分に合ったサービスを利用できるよう、子育てに関する情報を発信します。

基本目標 基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
	62	地域子育て支援拠点事業 (常設子育てサロン) <子育てサロン事業>	子) 子育て支援部		子育て家庭の孤立化防止や子育てに関する不安の軽減など、安心して子育てができる環境の充実のため、週3回、一定時間以上開催する常設の子育てサロン（親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換をする場）の充実を図ります。
	63	商店街地域力向上支援事業	経) 経営支援・雇用労働担当部		地域コミュニティの担い手である商店街が取り組むにぎわいづくりやSDGsの推進につながる取組に対して支援を行います。
	64	ボランティア清掃への支援 <家庭ごみ処理手数料管理費>	環) 環境事業部		公共の場所のボランティア清掃で集めたごみを排出する際に使用してもらう札幌市ボランティア清掃専用ごみ袋を製造し、町内会や地域住民の自主的な清掃活動や企業の地域貢献活動として行われる地域清掃を支援します。
	65	ごみステーション管理器材等助成事業	環) 環境事業部		ごみステーション管理器材の購入費用及び箱型ごみステーションの敷地内設置費用を助成し、管理器材等の普及を促進することにより、ごみステーション管理の負担を軽減します。
	66	持続可能な雪対策推進事業	建) 土木部 雪対策室		除雪ボランティアを行う団体等に対し、小型除雪機の購入補助や貸出し及び除雪用具（スコップ、スノーダンプ、そり等）の貸出しを行い、地域の除雪力の向上を目指します。
	67	南区地域活動の次世代参加支援事業	南) 市民部	再	人口減少及び少子高齢化が進んでいる南区において、持続可能なまちづくりを実現するために、南区の若い世代が中心となって、民間企業や地域団体と連携して取り組んでいる活動を支援します。
	68	登下校時の見守り活動等の推進 <地域ぐるみの学校安全体制整備推進費>	教) 学校教育部	再	地域の子ども見守り活動を推進し、子どもの安全確保を図るために、市立幼稚園・小学校・特別支援学校を対象に、登下校時の見守り活動、危険個所の巡回などを行うボランティアをスクールガードとして登録し、活動を行います。
	69	図書館におけるレファレンスサービス	教) 中央図書館	再	図書館におけるレファレンスサービスとして、町内会やボランティア活動などまちづくりに関する情報を求める市民に対し、関係する図書や関係機関等の情報を提供し、課題解決の支援を行います。
	70	図書館資料を通じた活動の支援	教) 中央図書館	再	図書・情報館では、「まち、町、街」や「NPO・社会起業」というテーマの棚を設けて、まちづくりやNPO法人の運営などに関する図書を配架しており、現在活動中の方や活動に興味のある方を支援します。

2-3 地域コミュニティ施設の維持と利便性の向上

	71	まちづくりセンター・地区会館保全リニューアル事業	市) 地域振興部	まちづくりセンター・地区会館について、保全延命化により既存施設の機能を維持するとともに、地域活動の更なる活発化を目指し、人が集いやすい施設とすることを目的とした改修を実施します。
	72	まちづくりセンター・地区会館改築事業	市) 地域振興部	地域の多世代交流を促進するため、小学校の改築とタイミングが合わないまちづくりセンター・地区会館について、老朽化の状況などに応じて地域の合意のもと、順次更新します。
	73	まちづくりセンター・地区会館等小学校複合化事業 <小学校併設地域交流施設整備費>	市) 地域振興部	多世代交流を促進するため、小学校の改築等に合わせ、まちづくりセンター・地区会館等を併設します。
	74	市民集会施設建築等補助金	市) 地域振興部	町内会等の活動の場を確保するため、町内会等が市民集会施設を新築、改修、借上げする場合等に、その費用の補助や融資のあっせんを行います。また、市民集会施設を運営する地域団体を対象として、会館運営に関する実態を把握するとともに、地域が抱えている問題点などを調査し、市民集会施設の運営をサポートするための支援を行います。

基本目標	基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要	
		75	地域コミュニティ施設運営管理	市) 地域振興部		コミュニティ施設（区民センター、コミュニティセンター及び地区センター）の運営管理を行います。	
		76	地域コミュニティ施設Wi-Fi機器導入事業	市) 地域振興部		コミュニティ施設全36施設に2台ずつWi-Fi機器を導入し、貸室利用者のうち希望者に貸し出すごとで、施設利用者の利便性向上を図ります。	
基本目標3 『運営体制強化』～市民まちづくり活動団体間の運営体制の強化や活動に対する支援							
3-1 総合的な活動支援を行う拠点施設の機能強化							
		77	市民活動サポートセンター運営管理	市) 市民自治推進室	再	市民まちづくり活動団体の総合的・一元的窓口として、情報提供・相談、研修学習、連携交流、調査研究・啓発・企画立案など各種機能を強化し、団体の運営体制強化に向けた総合的な支援を実施します。	
		78	環境プラザ運営管理	環) 環境都市推進部		札幌市環境教育・環境学習基本方針に基づき、子どもに向けた環境教育の充実を図ると共に、市民の環境保全に関する活動を推進するため、環境情報の提供や環境教育・環境学習の実施及び場の提供、相談対応などの各種事業を行います。	
3-2 活動の場の支援							
		79	地域のための遊休スペース等活用支援事業	市) 市民自治推進室		身近な地域の課題解決に向けた住民主体のまちづくり活動を身近な遊休スペース等を活用して行う企画・活動に対して、体制づくりのための支援や整備・改修費の支援を行います。	
		80	拠点施設における支援 <市民活動サポートセンター運営管理>	市) 市民自治推進室	再	市民活動団体の活動支援を目的に、貸事務ブースや打合せスペース等の提供を行います。	
		81	市民活動プラザ星園 <市民活動サポート推進費>	市) 市民自治推進室		市民まちづくり活動を促進するため、市民まちづくり活動団体向けの貸事務所、貸し会議室、交流スペースなどを提供します。	
		82	子どもの体験活動の場支援事業	子) 子ども育成部		子どもの自主性、社会性、創造性を高めるとともに、多世代交流等を図るため、小学校の跡校舎を活用し、子どもに多様な体験機会を提供する場を整備します。	
		83	生涯学習センターを拠点としたさっぽろ市民力レッジ <生涯学習センター運営管理費>	教) 生涯学習部	再	まちづくりを担う人材などを育成するため、生涯学習センター等で実施される「さっぽろ市民力レッジ」をはじめとする各種事業を実施します。	
		84	学びを支える人材の発掘・紹介、出前講座の展開 <生涯学習センター運営管理費>	教) 生涯学習部	再	多様な市民の参加を促進するため、生涯学習センターで学んだ人材や、様々な分野のボランティア情報を集約し、市民の学習ニーズに応じて学習機会や、人材の紹介を行います。	
3-3 組織力強化に資する人材の育成							
		85	NPOフォローアップ講座 <市民活動サポートセンター運営管理>	市) 市民自治推進室	再	市民活動団体を運営していく中で必要な知識を実践者や利用団体の成功事例から学ぶNPOフォローアップ講座など研修機会を提供します。	

基本目標 基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
	86	サポーター養成講座 <地域まちづくり人材育成事業>	市)市民自治推進室	再	活動団体の運営体制強化のため、課題解決能力のある人材を育成するためのセミナー等を実施します。
	87	活動資金の調達支援 <市民活動サポートセンター運営管理>	市)市民自治推進室	再	各種会計、資金調達など実務能力向上につながる研修機会を提供するとともに、ホームページやメールマガジン等を通じて各種助成金の情報を提供します。
	88	認定NPOセミナー <市民活動サポート推進費>	市)市民自治推進室		NPO法人の寄付に対する税優遇制度である国の認定（特例認定）制度や地方自治体による条例個別指定制度の普及及び活用促進のため、セミナーを開催します。
	89	ボランティア振興事業 <社会福祉協議会運営等補助金>	保)総務部	再	ボランティアに関する相談や需給調整、各種研修や情報提供等を一体的に行うため札幌市社会福祉協議会が設置する「札幌市ボランティア活動センター」の運営を支援します。
	90	札幌シニア大学運営事業	保)高齢保健福祉部	再	地域活動リーダーの育成を目的とし、高齢者の社会活動を促進し、生きがいの向上を図るために、系統的な学習の機会を提供します。

3-4 情報共有・情報発信の強化

	91	市民まちづくり活動に関する相談支援 <市民活動サポートセンター運営管理>	市)市民自治推進室	再	多様な市民参加の促進を目的として、市民活動サポートセンターへの相談員の設置、市民まちづくり活動に取り組み市民からの相談対応を実施します。
	92	各種の情報発信、参加啓発 <市民活動サポートセンター運営管理>	市)市民自治推進室	再	SNS(facebook、インスタグラム、Youtube)及びHP等を活用して市民活動に関するタイムリーな情報を動画コンテンツなども活用して提供し、参加促進につなげます。
	93	広報環境の整備 <市民活動サポートセンター運営管理>	市)市民自治推進室		掲示コーナーを整備し活動団体の事業や活動目的、ボランティアなどの人材情報など活動に有益な情報を収集・提供します。印刷機等の環境を維持します。
	94	さっぽろまちづくり活動情報サポートサイトの運営事業 <市民まちづくり活動促進事業>	市)市民自治推進室	再	札幌市内のさまざまな場所で行われているまちづくり活動やイベント、団体の情報などを発信できるポータルサイトを運営し、人や活動を結び付け、市民が市民の活動を支えられるよう支援します。また、誰もが気軽にまちづくりに参加できるよう、クリック募金をサイト内で運用します。
	95	ボランティア振興事業 <社会福祉協議会運営等補助金>	保)総務部	再	ボランティアに関する相談や需給調整、各種研修や情報提供等を一体的に行うため札幌市社会福祉協議会が設置する「札幌市ボランティア活動センター」の運営を支援します。
	96	札幌エルプラザ情報センターの運営	市)男女共同参画室		札幌エルプラザ公共4施設の情報収集・提供の拠点である情報センターを運営し、男女共同参画、消費生活、市民活動、環境保全の4分野に関する社会課題の情報を市民に提供し、関連団体や担い手の情報の発信をサポートします。
	97	若者支援施設運営管理	子)子ども育成部	再	若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、若者支援施設において、情報収集・提供、ネットワーク構築、相談及び啓発、参加のきっかけづくりや人材育成などの社会参加促進事業を実施します。

基本目標 基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
	98	地域子育て支援事業	子) 子育て支援部	再	地域と一緒に子育て支援を展開するため、地域の子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行います。また、子育て家庭が自分に合ったサービスを利用できるよう、子育てに関する情報を発信します。
	99	図書館資料を通じた活動の支援	教) 中央図書館	再	図書・情報館では、「まち、町、街」や「NPO・社会起業」というテーマの棚を設けて、まちづくりやNPO法人の運営などに関する図書を配架しており、現在活動中の方や活動に興味のある方を支援します。

基本目標4 『寄付文化の醸成』～寄付文化の更なる醸成と活動資金調達に向けた支援

4-1 寄付文化を醸成・浸透させる取組の強化

100	さぽーとほっと基金 <市民まちづくり活動促進事業>	市) 市民自治推進室	再	寄付意欲を喚起する効果的な情報発信（感謝状贈呈を通じた社会的評価など）、さぽーとほっと基金を活用した事業に関する周知・広報を実施します。
101	認定・特例認定・条例個別指定制度促進事業 <市民活動サポート推進>	市) 市民自治推進室	再	NPO法人の寄付に対する税優遇制度である国の認定（特例認定）制度や地方自治体による条例個別指定制度の普及及び活用促進のため、セミナーの開催や個別相談の実施、また、ホームページやパンフレットを活用した広報活動を行うことにより、市民からの寄付を促進し、NPO法人の財政基盤の強化を図ります。

4-2 自主性・自立を促す効果的な助成の実施

102	さぽーとほっと基金 <市民まちづくり活動促進事業>	市) 市民自治推進室	再	市民や事業者からの寄付をもとに、町内会やボランティア団体、NPO等が行うまちづくり活動に助成することで、市民まちづくり活動に対して必要な財政的支援を行うとともに、市民が寄付を通じてまちづくり活動に参加する機会を創出し、市民が市民の活動を支える機運を醸成します。
-----	------------------------------	------------	---	--

4-3 各種助成金制度の活用に向けた支援

103	活動資金の調達支援 <市民活動サポートセンター運営管理>	市) 市民自治推進室	再	各種会計、資金調達など実務能力向上につながる研修機会を提供するとともに、ホームページやメールマガジン等を通じて各種助成金の情報を提供します。
104	認定・特例認定・条例個別指定制度促進事業 <市民活動サポート推進費>	市) 市民自治推進室	再	NPO法人の寄付に対する税優遇制度である国の認定（特例認定）制度や地方自治体による条例個別指定制度の普及及び活用促進のため、セミナーの開催や個別相談の実施、また、ホームページやパンフレットを活用した広報活動を行うことにより、市民からの寄付を促進し、NPO法人の財政基盤の強化を図ります。

基本目標5 『多様な連携・協働』～市民、事業者、市の連携・協働による新たな価値の創出

5-1 市民まちづくり活動団体の多様な連携に向けた支援

105	さっぽろまちキャンパス共創事業 <大学連携強化推進費>	政) 政策企画部	再	大学及び短期大学に所属する学生による団体が、札幌市内で活動する地域団体と連携・協働して行うまちづくり活動に対し、補助金を交付し、学生の地元への愛着及び関心を高めるとともに、学生の力を生かした地域コミュニティの活性化を目指します。
106	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	市) 市民自治推進室	再	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。
107	交流活動支援業務 <市民活動サポートセンター運営管理>	市) 市民自治推進室	再	市民活動サポートセンターの利用団体や市民が交流を行うことのできる成果発表の場となるNPOとの出会い創出事業や、NPOとの協働・共創事業等を実施します。

基本目標 基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
	108	地域課題解決のためのネットワーク構築	市)市民自治推進室	再	まちづくりのスキル・ノウハウを有するNPOと町内会等が地域課題を解決するため、協働して実施する事業に対して財政的支援を行います。また、NPOの活動を紹介しを町内会等へ派遣することで連携を促します。
	109	福祉のまち推進事業	保)総務部	再	事業の一環として見守り活動を行う事業者等とのネットワークを構築します。
	110	認知症サポーター等養成事業 <認知症地域支援推進事業>	保)高齢保健福祉部	再	認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える市民（認知症サポーター）を増やすため、認知症サポーター養成講座を行うとともに、認知症に関する一定程度の知識や経験を持った方を対象に、認知症サポーター養成講座の講師役を担うキャラバン・メイトを育成します。
	111	ウェルネス推進事業	保)保健所		誰もが健康的に暮らし生涯活躍できるまちの実現に向けて、産学官連携により市民の健康意識の向上や健康行動の変容を促す取組を実施し、健康寿命の延伸を図ります。
	112	若者支援施設運営管理	子)子ども育成部	再	若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、若者支援施設において、情報収集・提供、ネットワーク構築、相談及び啓発、参加のきっかけづくりや人材育成などの社会参加促進事業を実施します。
	113	地域子育て支援事業	子)子育て支援部	再	地域と一体となった子育て支援を展開するため、地域の子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などをています。また、子育て家庭が自分に合ったサービスを利用できるよう、子育てに関する情報を発信します。
	114	商店街地域力向上支援事業	経)経営支援・雇用労働担当部	再	地域コミュニティの担い手である商店街が取り組むにぎわいづくりやSDGsの推進につながる取組に対して支援を行います。
	115	東区地域連携魅力創出・発信事業	東)市民部		区が主導して区内企業・学校等の連携を促し、東区ならではの魅力資源（特産品・サービス等）の開発援助によりブランド化の環境を整えることで、区内外での新たな消費を生み出し、地域全体の活性化を図ります。
	116	南区地域活動の次世代参画支援事業	南)市民部	再	人口減少及び少子高齢化が進んでいる南区において、持続可能なまちづくりを実現するため、南区の若い世代が中心となって、民間企業や地域団体と連携して取り組んでいる活動を支援します。
	117	学生ボランティアの活用	教)学校教育部	再	きめ細かな指導の充実を図るため、連携する大学に対する働きかけなどにより、学生ボランティアを希望している学校に対し、より多くのボランティアを派遣し、子ども一人一人の資質・能力等に応じた支援を行います。
5-2 官民連携・協働の促進					
	118	企業家等との集団広聴事業	総)広報部		民間の発想を具体的な行政運営に反映させるため、各分野の企業家等と市長が直接意見交換を行う広聴事業「Meet for the Next」を開催します。
	119	デジタル活用支援推進事業	デ)スマートシティ推進部	再	本市と民間事業者が連携し、デジタル活用に不慣れな高齢者等に対してオンライン行政手続等を学ぶ講習会等を実施することで、デジタル活用の格差を是正とともに、デジタルを活用した社会参加を促します。
	120	スマートシティ推進事業	デ)スマートシティ推進部		官民データの流通促進や、スマートシティアプリなど、スマートシティの推進に係る取組を実施します。
	121	DX推進事業	デ)スマートシティ推進部		札幌DXラボでは、民間企業の自由な発想による先進的かつ行政の変革につながるデジタル活用の提案を受け付け、実証実験までをワンストップでサポートすることにより、官民連携による行政と地域のDXを推進します。

基本目標	基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要	
		122	地域まちづくり推進事業	政) 都市計画部		住民と行政の協働による居住環境の維持及び魅力創出のため、住宅市街地において、地域まちづくりルールの策定や更新、まちの価値を高める活動等の支援を行います。	
		123	学校跡地活用検討事業	政) 都市計画部		学校規模適正化に向けた取組の推進に伴い、今後発生が見込まれる学校跡地・跡施設について、民間活力の導入を視野に入れた有効な活用方法を地域とともに検討します。	
		124	市民活動サポートセンター運営協議会 <市民活動サポートセンター運営管理>	市) 市民自治推進室	再	市民活動団体や学識経験者、専門家等からなる外部委員に施設運営や事業実施に関する協議及び検討をいただき、運営に反映します。	
		125	まちづくりセンター地域自主運営化推進事業	市) 市民自治推進室	再	市が設置しているまちづくりセンターの運営を地域団体に委託することによって、地域の創意工夫を活かした運営を実現し、地域のまちづくりの拠点としての機能を高めます。また、自主運営を行う地域団体が自ら定めたまちづくりの目標である「地域活動ビジョン」を実現するため、「地域交付金」を交付します。	
		126	さっぽろまちづくりパートナー協定 <企業による市民活動促進事業>	市) 市民自治推進室		企業と札幌市が協力して包括的にまちづくりに取り組むことを定める「さっぽろまちづくりパートナー協定」について、締結企業の活動を広く市民に周知しながら、市とパートナー企業が連携したまちづくり活動を進めます。	
		127	ウェルネス推進事業	保) 保健所	再	誰もが健康的に暮らし生涯活躍できるまちの実現に向けて、産学官連携により市民の健康意識の向上や健康行動の変容を促す取組を実施し、健康寿命の延伸を図ります。	
		128	東区地域連携魅力創出・発信事業	東) 市民部	再	区が主導して区内企業・学校等の連携を促し、東区ならではの魅力資源（特産品・サービス等）の開発援助によりブランド化の環境を整えることで、区内外での新たな消費を生み出し、地域全体の活性化を図ります。	
		129	健康・スポーツを活かした地域活性化事業	東) 市民部		区民のスポーツへの関心や心身の健康意識向上のため、健康増進やスポーツ振興の取組を行う企業等と連携し、未来を担う子ども・若者たちを始めとする、幅広い世代の区民が気軽にスポーツに触れる機会を創出します。	
		130	地域学校協働活動推進事業の実施 <地域活動推進費>	教) 生涯学習部	再	子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成します。	
		131	登下校時の見守り活動等の推進 <地域ぐるみの学校安全体制整備推進費>	教) 学校教育部	再	地域の子ども見守り活動を推進し、子どもの安全確保を図るため、市立幼稚園・小学校・特別支援学校を対象に、登下校時の見守り活動、危険個所の巡回などを行うボランティアをスクールガードとして登録し、活動を行います。	
		132	コミュニティ・スクール推進事業	教) 学校教育部	再	家庭や地域と目標やビジョンを共有し、連続性、系統性をもち、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校運営協議会制度を導入します。 (コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校)	
5－3 企業の地域貢献活動の促進							
133		さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度ほか <企業による市民活動促進事業>	市) 市民自治推進室		企業のまちづくり活動への参加を促進するため、地域のまちづくり活動に積極的に取り組む企業の認定制度を実施し、まちづくり活動に参加した企業の価値向上に繋がるような支援を行います。併せて、企業に向けてまちづくり活動の情報発信を行い、参加しやすい環境を整えます。		

基本目標	基本施策	No.	施策/事業名	部局	再掲	事業概要
		134	さっぽろまちづくりパートナー協定 <企業による市民活動促進事業>	市)市民自治推進室	再	企業と札幌市が協力して包括的にまちづくりに取り組むことを定める「さっぽろまちづくりパートナー協定」について、締結企業の活動を広く市民に周知しながら、市とパートナー企業が連携したまちづくり活動を進めます。
		135	事業者等による見守り事業	保)総務部	再	孤立死を防止するため、宅配業者など訪問を行う民間事業者と見守りに関する協定を締結し、万一の場合の通報体制の充実を図ります。
		136	ウェルネス推進事業	保)保健所	再	誰もが健康的に暮らし生涯活躍できるまちの実現に向けて、産学官連携により市民の健康意識の向上や健康行動の変容を促す取組を実施し、健康寿命の延伸を図ります。

第4期基本計画の検討過程

第1 市民まちづくり活動促進テーブルにおける審議

第4期基本計画の基本的方向性については、促進条例第7条第3項に基づき、令和5年5月31日に市民まちづくり活動促進テーブルが札幌市長の諮問を受け、5回の検討を行い、答申としてまとめました。

年月日	会議名	内容
令和5年5月31日	第1回本部委員会	市長からの諮問、第3期基本計画の振り返り
令和5年7月26日	第1回事業検討部会	第4期基本計画の基本目標の検討
令和5年8月23日	第2回事業検討部会	各種調査報告を受け、第4期基本計画の方向性と答申素案の検討
令和5年9月14日	第3回事業検討部会	第4期基本計画の答申案の検討
令和5年10月13日	第2回本部委員会	第4期基本計画の方向性と答申案の確認
令和5年10月19日	答申書手交式	市民まちづくり活動促進テーブルからの答申

【市民まちづくり活動促進テーブル委員名簿】敬称略・50音順

氏名	職業等	備考
池田 光司	札幌商工会議所総務委員会 委員長 (池田食品株式会社代表取締役)	事業検討部会
石川 伸一	豊水小学校大典記念文庫活用プロジェクト実行委員	審査部会
倉知 直美	はまなす公認会計士共同事務所 公認会計士	本部委員会委員長 審査部会部会長
下山 民江	札幌市ボランティア連絡協議会 理事	事業検討部会
武岡 明子	札幌大学 地域共創学群教授	審査部会
千田 愛子	イオン北海道株式会社経営管理統括部 環境・社会貢献・広報・IR 部環境・社会貢献マネージャー	審査部会副部会長
土田 義也	厚別区青葉町自治連合会 会長	本部委員会副委員長 事業検討部会部会長
妻倉 ゆかり	特定非営利活動法人障がい者就労支援の会 あかり家施設長	審査部会
山口 さおり	白石区南郷丘町内会 副会長	事業検討部会
吉岡 亜希子	北海道文教大学 人間科学部こども発達学科教授	事業検討部会副部会長
加納 尚明	特定非営利活動法人札幌チャレンジド 理事長	※臨時委員
久保 匠	特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター 理事	※臨時委員
高山 大祐	特定非営利活動法人北海道NPO ファンド 理事	※臨時委員

第2 各種調査等の実施

第4期基本計画の検討にあたっては、以下の調査等を実施し、参考にしました。

① 市民まちづくり活動団体へのアンケート調査

実施期間	令和5年6月23日～7月14日
調査対象	市民まちづくり活動団体 1,613 団体（市民活動サポートセンター利用登録団体、さぽーとほっと基金登録団体、札幌市所轄のNPO法人）
有効回答数	418 件
調査内容	市民まちづくり活動団体の現状と課題など
URL	https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/documents/2023questionnaire_results.pdf

② 令和5年度第1回市民意識調査

実施期間	令和5年6月23日～7月7日
調査対象	「無作為抽出」で選んだ札幌市全域の18歳以上の男女 5,000 人
有効回答数	2,427 件 (48.5%)
調査内容	さぽーとほっと基金について（テーマ6）
URL	https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/sakusei/documents/r05-01_hokusho_all.pdf

③ 市民まちづくり活動団体を対象とするワークショップ

実施日	令和5年7月23日
参加人数	15 団体 ※「市民まちづくり活動団体へのアンケート調査」に併せて、案内文を送付し申し込みのあった団体
主な内容	参加団体の課題や必要な支援について意見交換
URL	https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/documents/20230723_workshop.pdf

④ 市民ワークショップ

実施日	令和5年7月22日
参加人数	34 人 ※まちの活動スタートアップ講座の受講者
主な内容	地域で始めたい活動などについて意見交換
URL	https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/documents/20230722_start_up.pdf

第3 各種調査等の活用

第4期基本計画の検討にあたっては、このほか過去に行われた「令和4年度インターネットアンケート調査（15歳以上の札幌市民480人対象）」※¹、「令和4年度指標達成度調査（無作為抽出の18歳以上の男女4,000人対象）」※²、市民自治推進室調べによるデータなども参考にしています。

※1 令和4年度インターネットアンケート調査

実施期間	令和4年9月21日（水）～9月25日（日）
調査対象	15歳以上の札幌市民480人
有効回答数	480件
調査内容	市民自治について
URL	https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnoke/net_question/documents/2shimin_jiti.pdf

※2 令和4年度指標達成度調査

実施期間	令和5年2月8日（水）～3月3日（火）
調査対象	満18歳以上の男女4,000人
有効回答数	1,046件
調査内容	市民自治について（問33）
URL	https://www.city.sapporo.jp/somu/hyoka/chosa/documents/sihyoutasseidocyousa_2.pdf

さぽーとほっと基金に関する子ども意見照会

令和4年10～12月に市内に在住、在学等をしている小学4年生から高校生までを対象とするはがき付募集用紙を学校等で配布し、さぽーとほっと基金に関する意見を募集し、とりまとめ結果を令和5年3月発行のニュースレターで公表

第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）に対する意見募集 (パブリックコメント手続) の結果について

第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）について、ご意見を募集しました。

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月31日（水）まで

(2) 意見提出方法

札幌市公式ホームページのご意見入力フォーム、電子メール、郵送、ファックス、持参

(3) 資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎13階南側 市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課
- ・市役所本庁舎2階北東側 市政刊行物コーナー
- ・札幌市市民活動サポートセンター（北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階）
- ・市民活動プラザ星園（中央区南8条西2丁目5-74）
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・各区民センター
- ・札幌市市民活動促進課ホームページに掲載【第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画】
<https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/keikaku4th.html>

2 パブリックコメントの内訳

(1) 意見提出者数・意見件数（年代別）

3人・6件（40代1人、50代1人、60代1人）

(2) 提出方法別

提出方法	ホームページ入力フォーム	電子メール	郵送	ファックス	持参	合計
提出者数	3人	0人	0人	0人	0人	3人
構成比	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(3) 意見件数

項目	件数	構成比
第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって	0件	0.0%
第2章 市民まちづくり活動と第3期基本計画策定以降の社会動向	1件	16.7%
第3章 第3期基本計画の総括	0件	0.0%

第4章 第4期基本計画の概要	0件	0.0%
第5章 第4期基本計画の基本目標と基本施策	5件	83.3%
第6章 計画の推進にあたって	0件	0.0%
その他（計画策定の手法等）	0件	0.0%
合 計	6件	100.0%

3 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

第2章 市民まちづくり活動と第3期基本計画策定以降の社会動向

第3 札幌市の現状

<1件>

意見の概要	札幌市の考え方
共生は大切だと思うが、LGBTQの推進はやめてほしい。女性のトイレや浴場の安全が守られない。現に事件が海外だけでなく日本でも起きている。安全・安心に生活ができるように対応してもらいたい。	札幌市では、「共生」をまちづくりの重要概念の一つに位置付け、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現を目指しており、性的マイノリティ（LGBTQ）への理解を広げることもその一つと考えております。 トイレや浴場の利用については、ご指摘のとおり誰もが安心して利用できることが重要であり、女性を始め他者の安心や安全を阻害する行為は、いかなる人であっても一切許されることではないと考えています。

第5章 第4期基本計画の基本目標と基本施策

基本目標1 様々な参加機会の創出～誰もがまちづくり活動に参加しやすい環境づくり

基本施策(3) 若者・子どものまちづくり活動の促進

<1件>

意見の概要	札幌市の考え方
子どもの貧困問題について、食事を与えられないなどのネグレクトもよく聞くので、食事の問題の対策が必要。子ども食堂も増えてきているが、民間に依存している場合ではない。子どもは財産です。何とか守ってほしい。	ネグレクトなどの虐待への対応については、児童相談所、家庭児童相談室をはじめ、子どもコーディネーターや子どもアシストセンターなど各種相談支援事業などにより、引き続き、予防や必要な支援に取り組んでまいります。 また、子どもの貧困対策として、子育て家庭への経済的支援も重要な課題と捉えており、札幌市では、「児童手当」「児童扶養手当」などの現金による支援に加えて、令和6年度より、「子ども医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」「第2子以降の保育料無償化事業」を拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、生活の安定に取り組んでまいります。

基本目標2 地域コミュニティの活性化～自発的かつ持続的なコミュニティ活動の推進

基本施策(1) 町内会活性化に向けた支援

<4件>

意見の概要	札幌市の考え方
冬場の雪出しについて、近隣住人が学校前に雪を捨て、脇道を通る車から雪山で子どもが見えづらい状況なので、各区画にある公園を少しでも雪捨て場にしてほしい。	<p>札幌市では、公園を雪置き場として使用することは、子どものそり遊びなどによる不慮の事故の危険性や、公園内の遊具・樹木を損傷するおそれがあることから、原則として禁止しています。</p> <p>ただし、町内会などと札幌市（各区の土木センター）の間で「覚書」を交わし、ルールを守っていただくことで、公園を雪置き場として開放しています（現在、約1,600箇所の公園を雪置き場として開放）。</p> <p>なお、公園の面積や遊具の配置状況などによっては、雪置き場として利用できない場合があります。</p>
<p>パートナーシップ排雪制度は、オペラホール建設費の捻出のために、市の除雪費が大幅に削減されてできた経緯があるので、町内会へ費用を転嫁するのは不適切である。</p> <p>また、除雪は車の保有者のために除けているので、車を持たない人から費用を徴収するのは不適切である。</p>	<p>パートナーシップ排雪については、地域が生活道路の排雪を望む場合に、地域と市が協働で取り組む支援制度として、平成4年度から開始されており、現在、生活道路全体の7割程度で利用されておりますが、市の負担額も年々増加している状況であります。</p> <p>近年の傾向として、パートナーシップ排雪制度における地域支払額の高騰や不公平感の高まりといった課題のほか、将来的な除雪従事者の減少に加えて、在宅介護や宅配サービスなどの増加による冬期生活道路環境に関する市民ニーズなど社会情勢の変化があります。</p> <p>以上のことを踏まえながら、排雪手法や費用負担など、持続可能な生活道路の排雪の在り方について検討を進めています。</p>
物価高騰の中には、非正規雇用者、住民税非課税世帯及び学生ローン返済中の方については、町内会費を免除すべき。	町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であり、町内会費の取扱いについては、それぞれの町内会において決定されるものとなっております。
町内会役員が高齢化している現状では、町内会デジタル化に対応できる役員も少なく、個人情報の流失も起きやすくなる。役員の負担が増すと、かえって役員の成り手が減ってしまう。	町内会が抱える課題解決に向けてデジタル化は有効な手法の一つであると考えているものの、ご指摘のとおり、デジタル化に対する町内会の考え方や状況は様々であることから、今後も町内会の要望等に対応した支援を行ってまいります。

SAPPORO

第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画
令和6年(2024年)3月発行

札幌市市民文化局市民自治推進室
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL : 011-211-2964 FAX : 011-218-5156
Eメール : shimin-support@city.sapporo.jp

